

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
省略用語例	省略用語例
<p>この基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法 …………… 国税通則法 令 …………… 国税通則法施行令 規則 …………… 国税通則法施行規則 審査法 …………… 行政不服審査法 徴収法 …………… 国税徴収法</p>	<p>この基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法 …………… 国税通則法 令 …………… 国税通則法施行令 規則 …………… 国税通則法施行規則 審査法 …………… 行政不服審査法 徴収法 …………… 国税徴収法</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第75条 ((<u>国税に関する処分についての不服申立て</u>))関係</p> <p>1 国税に関する法律に基づく処分 2 処分に不服がある者 3 審査請求書等の提出先の特例 4 他の行政機関の長等がした処分 5 国税庁又は国税局の職員の調査に基づく処分 6 再調査の請求をした日 7 不備を補正した日 8 期間の計算</p> <p>第76条 ((<u>適用除外</u>))関係</p> <p>1 この節の規定による処分 2 審査法の規定による処分 3 その他不服申立てについてした処分</p> <p>第77条 ((<u>不服申立期間</u>))関係</p> <p>1 正当な理由 2 第1項と第3項との適用関係 3 災害等による期限の延長との関係 4 処分があった日 5 期間の計算</p>	<p>目次</p> <p>(省 略)</p> <p>※アンダーライン省略</p>

改正後	改正前
<p>6 滞納処分に係る不服申立ての期限等の特例</p> <p>第77条の2 ((標準審理期間)関係)</p> <p>1 標準審理期間</p> <p>2 標準審理期間を経過した事件</p> <p>第78条 ((国税不服審判所)関係)</p> <p>1 国税不服審判所と支部との関係</p> <p>第80条 ((行政不服審査法との関係)関係)</p> <p>1 その他国税に関する法律による別段の定め</p> <p>2 税務官庁の事実上の行為又は不作為についての不服申立て</p> <p>第2章 審査請求</p> <p>第87条 ((審査請求書の記載事項等)関係)</p> <p>1 審査請求書に記載すべき事項等</p> <p>第89条 ((合意によるみなす審査請求)関係)</p> <p>1 不適法な再調査の請求に係る合意によるみなす審査請求</p> <p>第90条 ((他の審査請求に伴うみなす審査請求)関係)</p> <p>1 他の更正決定等の意義</p> <p>2 不適法な再調査の請求に係る法第90条の規定によるみなす審査請求</p> <p>第91条 ((審査請求書の補正)関係)</p> <p>1 補正要求を行う場合</p> <p>2 補正要求の方法</p> <p>第92条 ((審理手続を経ないです却下裁決)関係)</p> <p>1 再調査決定について審査請求がされた場合の措置</p> <p>2 不適法であつて補正することができないことが明らかとなるとき</p> <p>第93条 ((答弁書の提出等)関係)</p> <p>1 答弁書の提出に係る相当の期間</p> <p>第95条 ((反論書等の提出)関係)</p> <p>1 反論書等の提出に係る相当の期間</p> <p>第95条の2 ((口頭意見陳述)関係)</p> <p>1 意見陳述の申立て</p> <p>2 申立人の所在その他の事情</p> <p>3 意見陳述の制限</p> <p>4 質問の許可</p>	

改正後	改正前
<p>5 補佐人</p> <p>6 補佐人帯同申請に対する決定義務</p> <p>7 補佐人帯同の許可の基準</p> <p>8 税務代理行為との関係</p> <p>第96条 ((証拠書類等の提出))関係</p> <p>1 証拠書類等の提出に係る相当の期間</p> <p>第97条 ((審理のための質問、検査等))関係</p> <p>1 実質審理の範囲</p> <p>2 申立てがされた場合</p> <p>3 帳簿書類その他の物件の提出に係る相当の期間</p> <p>4 留置物件の返還</p> <p>5 物件の検査</p> <p>6 審査請求人と特殊な関係がある者</p> <p>第97条の2 ((審理手続の計画的遂行))関係</p> <p>1 審理手続の計画的遂行が必要であると認められる場合</p> <p>第97条の3 ((審理関係人による物件の閲覧等))関係</p> <p>1 審理手続が終結するまでの間</p> <p>2 第三者の利益を害するおそれ等</p> <p>3 提出人の意見を聴く必要がないと認めるとき</p> <p>第97条の4 ((審理手続の終結))関係</p> <p>1 必要な審理を終えたと認めるとき</p> <p>2 審理手続を終結した場合の効果</p> <p>3 審理手続の終結</p> <p>4 審理手続の再開</p> <p>5 更に一定の期間</p> <p>6 口頭意見陳述に出頭しない場合の正当な理由</p> <p>第98条 ((裁決))関係</p> <p>1 審査請求が不適法な場合</p> <p>2 審査請求が理由がある場合</p> <p>3 変更</p> <p>4 法の特則</p> <p>5 徴収法の特則</p>	

改正後	改正前
<p>第99条 ((国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決))関係</p> <p>1 法令解釈の重要な先例</p> <p>第101条 ((裁決の方式等))関係</p> <p>1 課税標準等又は税額等の調査及び審理</p> <p>2 裁決書謄本の送達方法</p> <p>3 公示送達についての留意事項</p> <p>4 審査請求人に対する送達</p> <p>5 裁決の効力の発生時期</p> <p>6 参加人への送付</p> <p>7 裁判所への送付</p> <p>8 記名押印</p> <p>9 納税地指定処分の取消裁決の効力</p> <p>10 裁決書謄本の原処分庁への送付</p> <p>第3章 雑則</p> <p>第104条 ((併合審理等))関係</p> <p>1 併合審理ができる場合</p> <p>2 みなす審査請求と併合審理</p> <p>3 併合審理をした場合の裁決</p> <p>4 併せ審理</p> <p>5 加算税についての審査請求</p> <p>6 不服申立ての決定又は裁決</p> <p>第105条 ((不服申立てと国税の徴収との関係))関係</p> <p>1 換価の申出の方法</p> <p>2 相当と認めるとき</p> <p>3 弁明の聴取</p> <p>第106条 ((不服申立人の地位の承継))関係</p> <p>1 相続人</p> <p>2 権利の承継等の事実を証する書面</p> <p>3 処分に係る権利の譲受人</p> <p>4 地位承継の許可申請</p> <p>5 地位承継の効果</p> <p>第107条 ((代理人))関係</p>	

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> 1 納税管理人による代理 2 税理士法との関係 3 代理権の範囲 4 代理人が複数選任された場合 5 書面による証明 6 権限の証明のない場合 7 代理権の消滅事由 8 代理権消滅の効果 <p>第108条 ((総代))関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 共同不服申立て 2 書面による証明 3 個々の審査請求人の請求として取り扱う場合 4 総代の権限 5 総代の互選命令が履行されなかった場合 6 総代の権限の消滅等 <p>第109条 ((参加人))関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 利害関係人 2 審査請求人の同意の要否 3 参加の許可 4 参加要求の効果 5 参加の取消し 6 参加人の行為の範囲 7 参加人の代理人 8 審査請求の取下げと参加人の地位 9 審査請求人又は参加人の死亡 10 再調査の請求における参加人 <p>第110条 ((不服申立ての取下げ))関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 取下げの権限 2 取下げの権限の証明 3 審査請求がされた日 <p>第112条 ((誤った教示をした場合の救済))関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 教示 	

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none">2 教示に関する他の救済規定との関係3 再調査の請求又は審査請求とみなす場合の効果	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第75条((国税に関する処分についての不服申立て)関係 (国税に関する法律に基づく処分))</p> <p>75-1 法第75条第1項の「国税に関する法律に基づく処分」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為であることを要するから、例えば、国税の賦課徴収に関する事務を行う行政庁（以下「税務官庁」という。）における不用物品の売払行為はこれに該当しないこと。</p> <p>(2) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為が外部に対してされることを要するから、例えば、国税庁長官の国税局長及び税務署長に対する訓令、通達又は指示はこれに該当しないこと。</p> <p>(3) 処分は、行政庁の公権力の行使によって直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものであることを要するから、例えば、公売予告通知及び徴収法第55条（(質権者等に対する差押えの通知)）の規定による質権者等に対する通知並びに法第74条の2第1項（(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)）に規定する「当該物件…の提示若しくは提出を求めること」はこれに該当しないこと。</p> <p>(4) 処分には、<u>事実上の行為</u>は含まれないのであるから、例えば、法第74条の7（(提出物件の留置き)）に規定する「当該調査において提出された物件を留め置くこと」はこの処分には該当しないこと。</p> <p>(5) 法第74条の7の規定に基づき同条に規定する「当該職員」が留め置いた物件について、当該物件の提出者から返還の求めがあった場合で、当該職員がこれを拒否したときの当該拒否は処分に該当すること。</p> <p>(注) 1 国税には、国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税は含まれない（法第2条第1号）。</p> <p>2 国税に関する法律に基づく処分に関しては、<u>法第76条第1項（(適用除外)）及び法第80条（(行政不服審査法との関係)）</u>を参照する。</p> <p>(処分に不服がある者)</p> <p>75-2 法第75条第1項の「処分……に不服がある者」は、処分によって直接自己</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第75条((国税に関する処分についての不服申立て)関係 (国税に関する法律に基づく処分))</p> <p>75-1 法第75条第1項の「国税に関する法律に基づく処分」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為であることを要するから、例えば、国税の賦課徴収に関する事務を行う行政庁（以下「税務官庁」という。）における不用物品の売払行為はこれに該当しないこと。</p> <p>(2) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為が外部に対してされることを要するから、例えば、国税庁長官の国税局長及び税務署長に対する訓令、通達又は指示はこれに該当しないこと。</p> <p>(3) 処分は、行政庁の公権力の行使によって直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものであることを要するから、例えば、公売予告通知及び徴収法第55条（(質権者等に対する差押の通知)）の規定による質権者等に対する通知並びに法第74条の2（(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)）に規定する「当該物件…の提示若しくは提出を求めること」はこれに該当しないこと。</p> <p>(4) 処分には、<u>審査法第2条第1項（(処分の定義)）</u>に規定する<u>事実行為</u>は含まれないのであるから、例えば、法第74条の7（(提出物件の留置き)）に規定する「当該調査において提出された物件を留め置くこと」はこの処分には該当しないこと。</p> <p>(5) 法第74条の7の規定に基づき同条に規定する「当該職員」が留め置いた物件について、当該物件の提出者から返還の求めがあった場合で、当該職員がこれを拒否したときの当該拒否は処分に該当すること。</p> <p>(注) 1 国税には、国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税は含まれない（法第2条第1号）。</p> <p>2 国税に関する法律に基づく処分に関しては、<u>法第76条（(不服申立てができない処分)）及び法第80条第2項（(不服申立てに関する規定の適用除外)）</u>を参照する。</p> <p>(処分に不服がある者)</p> <p>75-2 法第75条第1項の「処分……に不服がある者」は、処分によって直接自己</p>

改正後	改正前
<p>の権利又は法律上の利益を侵害された者であることを要し、処分の直接の相手方のみならず、<u>例えば、差押えに係る財産について抵当権を有する者のように第三者もこれに当たる場合があることに留意する。</u></p> <p>(審査請求書等の提出先の特例)</p> <p>75-3 <u>国税不服審判所長</u> (以下「<u>審判所長</u>」という。) に対して審査請求する場合の審査請求書等の提出先については、規則第12条 ((審査請求に係る書類の提出先)) の定めがあることに留意する。</p> <p>(他の行政機関の長等がした処分)</p> <p>75-4 法第75条第1項第3号に掲げる「処分」には、<u>例えば、登録免許税法第26条第1項 ((課税標準及び税額の認定)) の規定による登記機関の課税標準及び税額の認定又は自動車重量税法第12条第1項 ((税額の認定)) の規定による国土交通大臣等の税額の認定がこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく処分)</p> <p>75-5 法第75条第2項の「処分」には、<u>例えば、法第28条第2項後段 ((更正通知書の附記事項))、同条第3項後段 ((決定通知書の附記事項)) 又は法第32条第5項 ((賦課決定通知書の附記事項等)) の規定に基づく付記のある更正通知書、決定通知書又は賦課決定通知書によって通知された処分がこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>の権利または法律上の利益を侵害された者であることを要し、処分の直接の相手方のみならず、<u>たとえば差押えに係る財産について抵当権を有する者のように第三者もこれにあたる場合があることに留意する。</u></p> <p>(審査請求書等の提出先の特例)</p> <p>75-3 <u>国税に関する法律に基づく処分に係る審査請求書等の提出先については、規則第12条 ((審査請求に係る書類の提出先)) の定めがあることに留意する。</u></p> <p>(他の行政機関の長等がした処分)</p> <p>75-4 法第75条第1項第5号に掲げる「処分」には、<u>たとえば登録免許税法第26条第1項 ((課税標準及び税額の認定)) の規定による登記機関の課税標準および税額の認定または自動車重量税法第12条第1項 ((税額の認定)) の規定による国土交通大臣等の税額の認定がこれにあたることに留意する。</u></p> <p>(国税庁または国税局の職員の調査に基づく処分)</p> <p>75-5 法第75条第2項の「処分」には、<u>たとえば法第28条第2項後段 ((更正通知書の附記事項))、同条第3項後段 ((決定通知書の附記事項)) または法第32条第5項 ((賦課決定通知書の附記事項等)) の規定に基づく附記のある更正通知書、決定通知書または賦課決定通知書によって通知された処分がこれにあたることに留意する。</u></p> <p><u>(異議申立てについての決定を経た後の処分)</u></p> <p>75-6 <u>法第75条第3項の規定により、異議申立てについての決定を経た後の処分について審査請求をすることができるのは、適法な異議申立てについての決定を経たものに限られるから、当該申立てが異議申立期間経過後にされたものその他不適法であるものは除かれることに留意する。</u></p> <p><u>(異議申立てをすることができる旨の教示をしなかつたとき)</u></p> <p>75-7 <u>法第75条第4項第2号に掲げる「異議申立てをすることができる旨の……教示をしなかつたとき」には、異議申立てを前置すべきものとされている処分について、異議申立てをすることができる旨の教示をしなかつたときおよび審査請</u></p>

改正後	改正前
<p>(再調査の請求をした日)</p> <p>75-6 法第75条第4項第1号の「再調査の請求をした日」とは、再調査の請求書が郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出された場合には、その郵便物又は信書便物（同条第3項に規定する信書便物をいう。以下同じ。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）をいうことに留意する。</p> <p>(注) 不動産等についての公売公告（随意契約による売却通知を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に対する再調査の請求が郵便又は信書便により提出された場合には、再調査の請求書が再調査の請求先に到達した日が「再調査の請求をした日」となることに留意する（徴収法第171条第3項）。</p> <p>(不備を補正した日)</p> <p>75-7 法第75条第4項第1号括弧書の「不備を補正した日」とは、法第81条第3項（再調査の請求書の記載事項等）の規定による補正要求に対する補正が書面を提出することによりなされた場合には、当該書面が再調査の請求先に到達した日をいうことに留意する。</p> <p>(期間の計算)</p> <p>75-8 法第75条第4項第1号の「3月」の計算については、法第10条第1項（期間の計算）の規定によることに留意する。</p>	<p>求をすることができる旨を教示したときのほか、異議申立てと審査請求との選択をすることができる旨を教示したときも含まれるものとする。</p> <p>(注) 1 上記の場合においても、処分庁に異議申立て（審査法第58条第1項（教示をしなかつた場合の不服申立て）の規定による不服申立てを含む。）をすることができる。</p> <p>2 教示に関する他の救済規定との関係については、112-2を参照する。</p> <p>(異議申立てをした日)</p> <p>75-8 法第75条第5項の「異議申立てをした日」とは、異議申立書が郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出された場合には、その郵便物又は信書便物（同条第3項に規定する信書便物をいう。以下同じ。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）をいうことに留意する。</p> <p>(注) 不動産等についての公売公告（随意契約による売却通知を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に対する異議申立てが郵便又は信書便により提出された場合には、異議申立書が異議申立先に到達した日が「異議申立てをした日」となることに留意する（徴収法第171条第3項）。</p> <p>(新設)</p> <p>(期間の計算)</p> <p>75-9 法第75条第5項の「3月」の計算については、法第10条第1項（期間の計算）の規定によることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第76条 ((適用除外) 関係)</p> <p>(この節の規定による処分)</p> <p>76-1 法第76条第1項第1号に掲げる「この節……の規定による処分」には、<u>例えば、次の処分がこれに当たることに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補正要求 (法第81条第3項、第91条第1項) (2) 再調査の請求についての決定 (法第83条) (3) 補佐人帯同の不許可 (法第84条第3項、<u>第95条の2第3項</u>) (4) <u>再調査の請求事件の移送の申立てについて認容しない決定</u> (法第86条第1項) (5) 審査請求についての裁決 (法第92条、第98条第1項から第3項まで) (6) 閲覧請求又は写し等の交付請求の不許可 (法第97条の3第1項) (7) 不服申立ての対象となつた処分に係る国税の徴収の猶予又は滞納処分の続行停止の申立てについて認容しない決定 (法第105条第2項及び第4項) (8) 担保の提供に伴い不服申立ての対象となつた処分に係る国税につき差押えをしないこと又は差押えを解除することを求めた場合における認容しない決定 (法第105条第3項及び第5項) (9) 不服申立ての対象となつた処分に係る国税の徴収の猶予又は滞納処分の続行停止の取消し (法第105条第7項) (10) 不服申立人の地位の承継の不許可 (法第106条第4項) (11) 総代の互選命令 (法第108条第2項) (12) 不服申立てへの参加の不許可 (法第109条第1項) <p>(審査法の規定による処分)</p> <p>76-2 法第76条第1項第1号に掲げる「行政不服審査法の規定による処分」には、<u>例えば、事実上の行為</u>についての審査請求に対する裁決 (審査法第47条) 又は不作為についての審査請求に対する裁決 (審査法第49条) がこれに<u>当たることに留意する。</u></p> <p>(その他不服申立てについてした処分)</p> <p>76-3 法第76条第1項第1号に掲げる「その他前条の規定による不服申立て……についてした処分」には、<u>例えば、災害等</u>による不服申立期限の延長申請に対する期日の指定 (法第11条) 又は被相続人の不服申立てに関する書類を受領すること</p>	<p style="text-align: center;">第76条 ((不服申立てができない処分) 関係)</p> <p>(この節の規定による処分)</p> <p>76-1 法第76条第1号に掲げる「この節の規定による処分」には、<u>たとえば次の処分がこれにあたることに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補正要求 (法第81条第2項、第91条第1項) (2) <u>異議申立て</u>についての決定 (法第83条) (3) 補佐人帯同の不許可 (法第84条第1項、<u>第101条第1項</u>) (4) <u>異議申立事案の移送の申立てについて認容しない決定</u> (法第86条第1項) (5) 審査請求についての裁決 (法第92条、第98条第1項および第2項) (6) 閲覧請求の不許可 (法第96条第2項) (7) 不服申立ての対象となつた処分に係る国税の徴収の猶予または滞納処分の続行停止の申立てについて認容しない決定 (法第105条第2項および第4項) (8) 担保の提供に伴い不服申立ての対象となつた処分に係る国税につき差押えをしないこと<u>または差押えを解除することを求めた場合における認容しない決定</u> (法第105条第3項および第5項) (9) 不服申立ての対象となつた処分に係る国税の徴収の猶予または滞納処分の続行停止の取消し (法第105条第7項) (10) 不服申立人の地位の承継の不許可 (法第106条第4項) (11) 総代の互選命令 (法第108条第2項) (12) 不服申立てへの参加の不許可 (法第109条第1項) <p>(審査法の規定による処分)</p> <p>76-2 法第76条第1号に掲げる「行政不服審査法の規定による処分」には、<u>たとえば事実行為</u>についての審査請求に対する裁決 (審査法第40条) <u>または不作為</u>についての<u>不服申立て</u>に対する決定 (審査法第50条第1項) もしくは裁決 (審査法第51条) がこれに<u>あたることに留意する。</u></p> <p>(その他不服申立てについてした処分)</p> <p>76-3 法第76条第1号に掲げる「その他前条の規定による不服申立て……についてした処分」には、<u>たとえば災害</u>による不服申立期限の延長申請に対する期日の指定 (法第11条) または被相続人の不服申立てに関する書類を受領することにつ</p>

改正後	改正前
<p>とについての代表者の指定（法第13条第2項）がこれに<u>当たる</u>ことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第77条（不服申立期間）関係</p> <p><u>（正当な理由）</u></p> <p><u>77-1 法第77条第1項ただし書及び第2項ただし書の「正当な理由があるとき」には、例えば、次の場合がこれに当たることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 誤って法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたとき。</u></p> <p><u>(2) 不服申立人の責めに帰すべからざる事由により、不服申立期間内に不服申立てをすることが不可能と認められるような客観的な事情がある場合（具体的には、地震、台風、洪水、噴火などの天災に起因する場合や、火災、交通の途絶等の人為的障害に起因する場合等）</u></p> <p><u>（第1項と第3項との適用関係）</u></p> <p><u>77-2 処分の相手方の不服申立期間については、法第77条第1項の規定が適用され、同条第3項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（注） 滞納処分に係る通知を受けていない者が不服申立てをする場合の不服申立期間については、法第77条第3項の規定が適用される。</u></p> <p><u>（災害等による期限の延長との関係）</u></p> <p><u>77-3 国税庁長官、審判所長（令第38条第2項（<u>権限の委任等</u>））の規定に該当しない場合には、同条第1項の規定により権限を委任された首席国税審判官。以下第91条関係、第105条関係及び第109条関係において同じ。）、国税局長、税務署長又は税関長が法第11条（<u>災害等による期限の延長</u>）の規定により期限の延長をした場合における当該規定により延長された不服申立期間は、法第77条第1項又は第2項の規定にかかわらず、これらの者が指定した期日までとなることに留意する。</u></p> <p><u>（処分があつた日）</u></p> <p><u>77-4 法第77条第3項の「処分があつた日」とは、処分に係る書類の送達があつた日（公示送達をしたときは、書類の送達があつたものとみなされる日）をいうことに留意する。</u></p>	<p>いての代表者の指定（法第13条第2項）がこれに<u>あたる</u>ことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第77条（不服申立期間）関係</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（第1項と第4項との適用関係）</u></p> <p><u>77-1 処分の相手方が不服申立てをする場合の不服申立期間については、法第77条第1項の規定が適用され、同条第4項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（災害等による期限の延長との関係）</u></p> <p><u>77-2 国税庁長官、<u>国税不服審判所長</u>（以下「<u>審判所長</u>」という。）、国税局長、税務署長または税関長が法第11条（<u>災害等による期限の延長</u>）の規定により期限の延長をした場合における不服申立期限は、法第77条第3項の規定にかかわらず、これらの者が指定した期日となることに留意する。</u></p> <p><u>（処分があつた日）</u></p> <p><u>77-3 法第77条第4項の「処分があつた日」とは、処分に係る書類の送達があつた日（公示送達をしたときは、書類の送達があつたものとみなされる日）をいうことに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>なお、不動産等の差押えについて、滞納者に対する差押書の送達前に差押えの登記又は登録がされた場合など、処分に係る書類の送達があった日とその処分の効力が生じた日が異なる場合は、上記にかかわらず、その処分の効力が生じた日が「処分があった日」となる。</u></p> <p>(注) 国税に関する法律に基づく処分に係る通知書その他の書類は、公示送達による場合を除き、郵便又は信書便による送達又は交付送達によりその送達を受けるべき者の住所又は居所に送達するが、送達の効力は、受取人が了知し得る状態に置かれた時、すなわち郵便又は信書便による送達の場合にあっては送達すべき場所に郵便物又は信書便物が到達した時に、交付送達の場合にあっては当該書類が受取人（使用人、同居者その他の受領補助者又は受領代理人を含む。）に交付され又は送達すべき場所に差し置かれた時に、それぞれ生じ、その後当該書類が返還されても送達の効力に影響を及ぼさない。</p> <p>(期間の計算)</p> <p><u>77-5</u> 法第77条第1項の「3月」、第2項の「1月」及び第3項の「1年」の計算については、法第10条（(期間の計算及び期限の特例)）の規定によること、及びこれらの期間内に再調査の請求書又は審査請求書が提出されたかどうかの判定に当たっては、法第77条第4項の規定により法第22条（(郵送等に係る納税申告書等の提出時期)）の規定が準用されることに留意する。</p> <p>(注) 官庁における年始の休暇（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める1月2日及び同月3日をいう。）は、法第10条第2項（(期限の特例)）の「一般の休日」に当たる（昭和43. 1. 30最高裁判決、昭和33. 6. 2最高裁判決）。</p> <p>(滞納処分に係る不服申立ての期限等の特例)</p> <p><u>77-6</u> 滞納処分に係る不服申立ての期限及び提出時期については、徴収法第171条第1項及び第3項（(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)）の定めがあることに留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(注) 国税に関する法律に基づく処分に係る通知書その他の書類は、公示送達による場合を除き、郵便又は信書便による送達又は交付送達によりその送達を受けるべき者の住所又は居所に送達するが、送達の効力は、受取人が了知し得る状態に置かれた時、すなわち郵便又は信書便による送達の場合にあっては送達すべき場所に郵便物又は信書便物が到達した時に、交付送達の場合にあっては当該書類が受取人（使用人、同居者その他の受領補助者又は受領代理人を含む。）に交付され又は送達すべき場所に差し置かれた時に、それぞれ生じ、その後当該書類が返還されても送達の効力に影響を及ぼさない。</p> <p>(期間の計算)</p> <p><u>77-4</u> 法第77条第1項の「2月」、第2項の「1月」、第3項の「7日」及び第4項の「1年」の計算については、法第10条（(期間の計算及び期限の特例)）の規定によること、及びこれらの期間内に異議申立書又は審査請求書が提出されたかどうかの判定に当たっては、法第77条第5項の規定により法第22条（(郵送等に係る納税申告書の提出時期)）の規定が準用されることに留意する。</p> <p>(注) 官庁における年始の休暇（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める1月2日及び同月3日をいう。）は、法第10条第2項（(期限の特例)）の「一般の休日」に当たる（昭和43. 1. 30最高裁判決、昭和33. 6. 2最高裁判決）。</p> <p>(滞納処分に係る不服申立期間の特例)</p> <p><u>77-5</u> 滞納処分に係る不服申立期間については、徴収法第171条（(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)）の定めがあることに留意する。</p> <p>(教示)</p> <p><u>77-6</u> 法第77条第6項の「教示」には、審査法第57条第1項（(審査庁等の教示)）の規定による処分の際の教示、同条第2項の規定による利害関係人に対する教示</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第77条の2（標準審理期間）関係</p> <p>（標準審理期間）</p> <p><u>77の2-1</u> 法第77条の2の「通常要すべき標準的な期間」（以下「標準審理期間」という。）とは、審査請求に係る事件について、審査請求書が規則第12条第1項（審査請求に係る書類の提出先）に規定する国税不服審判所の支部に到達した日から適法な審査請求に対する裁決をするために要する審理期間の目安となる期間をいう。</p> <p>（標準審理期間を経過した事件）</p> <p><u>77の2-2</u> 標準審理期間を経過した事件については、その期間が経過したからといって、不作為の違法又は裁決の手続上の瑕疵には当たらないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第78条（国税不服審判所）関係</p> <p>（国税不服審判所と支部との関係）</p> <p>78-1 国税不服審判所の支部は、<u>国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるために置かれるものである</u>、<u>国税不服審判所と別個独立の官庁ではないから、例えば、審査請求に関して提出する書類が原処分庁の管轄区域を管轄する支部以外の支部に提出された場合においても、それを理由に当該審査請求が不適法となるものではないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第80条（行政不服審査法との関係）関係</p> <p>（その他国税に関する法律による別段の定め）</p> <p>80-1 法第80条第1項の「別段の定め」には、<u>例えば、次に掲げる定めがこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(1) 法第3条（（人格のない社団等に対するこの法律の適用））、法第10条（（期間の計算及び期限の特例））、法第11条（（災害等による期限の延長））、法第12条（（書類の送達））、法第13条（（相続人に対する書類の送達の特例））、法第14条（（公示送達））<u>及び法第124条（（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等））の規定</u></p>	<p><u>および法第84条第6項（（審査庁等の教示））の規定による異議申立てについての決定の際の教示がこれにあたることに留意する。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第78条（国税不服審判所）関係</p> <p>（国税不服審判所と支部との関係）</p> <p>78-1 国税不服審判所（以下「<u>審判所</u>」という。）の支部は、<u>審判所の事務の一部を取り扱わせるために置かれるものである</u>、<u>審判所と別個独立の官庁ではないから、たとえば審査請求に関して提出する書類が原処分庁の管轄区域を管轄する支部以外の支部に提出された場合においても、それを理由に当該審査請求が不適法となるものではないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第80条（行政不服審査法との関係）関係</p> <p>（その他国税に関する法律による別段の定め）</p> <p>80-1 法第80条第1項の「別段の定め」には、<u>たとえば次に掲げる定めがこれにあたることに留意する。</u></p> <p>(1) 法第3条（（人格のない社団等に対するこの法律の適用））、法第10条（（期間の計算及び期限の特例））、法第11条（（災害等による期限の延長））、法第12条（（書類の送達））、法第13条（（相続人に対する書類の送達の特例））、法第14条（（公示送達））<u>および法第124条（（書類提出者の氏名及び住所の記載等））の規定</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 徴収法第8章((不服審査及び訴訟の特例))のうち不服申立てに関する規定 (3) 相続税法附則第3項ただし書((不服申立先等の特例))の規定</p> <p>(<u>税務官庁の事実上の行為又は不作為についての不服申立て</u>)</p> <p>80-2 税務官庁の<u>事実上の行為又は不作為</u>についての不服申立てについては、<u>専ら</u>審査法の定めるところによることに留意する。</p>	<p>(2) 徴収法第8章((不服審査及び訴訟の特例))のうち不服申立てに関する規定 (3) 相続税法附則第3項ただし書((不服申立先等の特例))の規定</p> <p>(<u>税務官庁の事実行為または不作為についての不服申立て</u>)</p> <p>80-2 税務官庁の<u>事実行為または不作為</u>についての不服申立てについては、<u>もつぱら</u>審査法の定めるところによることに留意する。 (注) <u>審査法第7条の規定による不作為についての不服申立てについては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>不作為についての不服申立てをすることができる者は、法令に基づき当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者に限られること。</u></p> <p>(2) <u>不作為についての不服申立ては、異議申立てまたは審査請求のいずれかに限られ、再審査請求をすることはできないこと。</u></p> <p>(3) <u>審査法第7条の「不作為に係る処分」には、次に掲げる処分のように、処分についての不服申立てをすることができないものも含まれること。</u></p> <p>イ <u>補佐人帯同の申請に対する処分(法第84条第1項、第101条第1項、審査法第25条第2項)</u></p> <p>ロ <u>不服申立人の地位の承継の申請に対する処分(法第106条第4項、審査法第37条第6項)</u></p> <p>ハ <u>不服申立てへの参加の申請に対する処分(法第109条第1項、審査法第24条第1項)</u></p> <p>ニ <u>不服申立てについての決定(法第83条、審査法第47条)または裁決(法第92条、第98条、審査法第40条)</u></p> <p>(4) <u>審査法第7条の「その他の行為」には、事実上の行為でその内容が一時的な性質を有するものがこれにあたること。</u></p> <p>(5) <u>担当審判官が不作為庁であるときにおける不作為についての不服申立て、たとえば意見陳述の申立て(法第101条第1項)に係る不作為についての不服申立てについては、担当審判官が異議申立先となり、審判所長が担当審判官の直近上級行政庁として審査請求先となること。</u></p> <p>(6) <u>不作為についての不服申立ての取下げまたは当該不服申立てについての決定その他の措置もしくは裁決があつた後においても、不作為状態が継続している間は、法令に基づく申請をした者は改めて当該不作為についての異議申立てまたは審査請求のいずれかを行うことができること。</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 審査請求</p> <p style="text-align: center;">第87条（審査請求書の記載事項等）関係 （審査請求書に記載すべき事項等）</p> <p><u>87-1 審査請求書には、法第87条に規定する事項の記載のほか、法第124条第1項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）に規定する事項の記載及び同条第2項に規定する押印が必要であることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第89条（合意によるみなす審査請求）関係 （不適法な再調査の請求に係る合意によるみなす審査請求）</p> <p><u>89-1 不適法な再調査の請求は、法第89条第1項の規定により審査請求とみなされたからといって、適法な審査請求となるものではないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第90条（他の審査請求に伴うみなす審査請求）関係 （他の更正決定等の意義）</p> <p><u>90-1 法第90条第1項及び第2項の「他の更正決定等」とは、例えば、更正決定等がされた税目の同一の課税期間（法第2条第9号（定義）に規定する課税期間をいう。）に係る課税標準等（同条第6号イからハまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）についてされた他の更正決定等をいう。</u></p> <p>（不適法な再調査の請求に係る法第90条の規定によるみなす審査請求）</p> <p><u>90-2 不適法な再調査の請求は、法第90条第3項の規定により審査請求とみなされたからといって、適法な審査請求となるものではないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第91条（審査請求書の補正）関係 （補正要求を行う場合）</p> <p><u>91-1 法第91条第1項の規定による補正要求は、審査請求が不適法なもので補正可能と認められる場合、例えば、審査請求書に必要な記載事項を欠いている場合（軽微な不備で審査請求の調査及び審理を行う上で支障のない場合を除く。）又は代理人を選任するとき若しくは総代を互選するときにおいて代理人若しくは</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 審査請求</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第89条（合意によるみなす審査請求）関係 （合意によるみなす審査請求とされた場合の効果）</p> <p><u>89-1 異議申立てが不適法なものである場合においては、当該異議申立てが、法第89条第1項の規定により審査請求とみなされたからといって適法な審査請求となるものでないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第90条（他の審査請求に伴うみなす審査請求）関係 (新設)</p> <p>（他の審査請求に伴うみなす審査請求とされた場合の効果）</p> <p><u>90-1 他の審査請求に伴いみなす審査請求とされた場合の効果については、89-1に準ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">第91条（補正）関係 （法律の規定に従っていないもの）</p> <p><u>91-1 法第91条第1項の「法律の規定に従っていないもの」には、審査請求が不適法であるもの、たとえば審査請求書に必要な記載事項を欠いているものまたは代理人もしくは総代の権限を証する書面の添付がないもののほか、請求の趣旨または理由の記載が法第87条第3項（審査請求書に記載する請求の趣旨および理</u></p>

改正後	改正前
<p><u>総代の権限を証する書面の添付がない場合に行うものとする。</u></p> <p><u>(注) 審査請求書に必要な記載事項を欠いたものであっても、軽微な不備で審査請求の調査及び審理を行う上で支障のないものについては、審判所長は職権で補正することができる。</u></p> <p>(補正要求の方法)</p> <p>91-2 法第91条第1項の規定による補正要求は、<u>口頭又は文書により行うものとするが、補正がされない場合にはその審査請求を不適法なものとして却下することとなるような事項のあるものについては、具体的に補正すべき事項を示した書面によりこれを行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第92条 ((審理手続を経ないでする却下裁決)) 関係</p> <p>(再調査決定について審査請求がされた場合の措置)</p> <p>92-1 <u>再調査決定について審査請求がされた場合においては、明らかに当該決定のみを争う趣旨のものでない限り、法第91条 ((補正)) の規定に準じて再調査決定を経た後の処分についての審査請求とするよう訂正を求めることに留意する。</u></p> <p>(不適法であつて補正することができないことが明らかなき)</p> <p>92-2 法第92条第2項の「<u>不適法であつて補正することができないことが明らかなき</u>」とは、<u>例えば、次のときをいう。</u></p> <p>(1) <u>審査請求の対象が処分でないとき。</u></p> <p>(2) <u>審査請求の対象となつた処分が審査請求をすることができないものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>審査請求の対象となつた処分が存在しないとき。</u></p> <p>(4) <u>審査請求の対象となつた処分が審査請求人の権利又は法律上の利益を侵害するものでないことが明らかなきとき。</u></p> <p>(5) <u>審査請求の対象となつた処分について、既に審判所長の裁決 (却下の裁決を除く。) がされているとき。</u></p>	<p><u>由の記載の程度)) の規定に従っていないものがこれにあたることに留意する。</u></p> <p>(補正要求の方法)</p> <p>91-2 法第91条第1項の規定による補正要求は、<u>口頭または文書により行なうものとするが、補正がされない場合にはその審査請求を不適法なものとして却下することとなるような事項のあるものについては、具体的に補正すべき事項を示した書面により行なうものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第92条 ((却下)) 関係</p> <p>(異議決定について審査請求がされた場合の措置)</p> <p>92-1 <u>異議申立ての決定について審査請求がされた場合においては、明らかに当該決定のみを争う趣旨のものでない限り、法第91条 ((補正)) の規定に準じて異議申立ての決定を経た後の処分についての審査請求とするよう訂正を求めるときに取り扱う。</u></p> <p>(不適法な審査請求)</p> <p>92-2 法第92条の「<u>審査請求が……不適法であるとき</u>」には、<u>例えば次のいずれかに該当するときにこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>審査請求の対象となつた処分が審査請求をすることができないものであるとき。</u></p> <p>(2) <u>審査請求の対象となつた処分が存在しないとき (当該処分が始めから存在しないときのほか、審査請求についての裁決までに当該処分が消滅したときを含む)。</u></p> <p>(3) <u>審査請求の対象となつた処分が審査請求人の権利又は法律上の利益を侵害するものでないとき。</u></p> <p>(4) <u>審査請求の対象となつた処分について、既に審判所長の裁決がされているとき。</u></p> <p>(5) <u>異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由がないにもか</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(6) <u>審査請求人が行った再調査の請求が不適法であるとき。</u></p> <p>(7) <u>審査請求が法定の審査請求期間経過後にされた<u>こと</u>について<u>正当な理由がないことが明らか</u>なとき。</u></p> <p>(8) <u>審査請求の対象となった処分について、審査請求人が直接自己の権利又は法律上の利益を侵害された者でないことが明らか</u>なとき。</p> <p style="text-align: center;">第93条（<u>答弁書の提出等</u>）関係 （<u>答弁書の提出に係る相当の期間</u>）</p> <p><u>93-1 法第93条第1項の「相当の期間」とは、答弁書を作成するのに通常要する期間をいい、その期間は、審査請求の対象とされた処分の内容や、当該審査請求が再調査の請求についての決定を経たものであるかなどの事情に応じて定められるべきものであることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第95条（<u>反論書等の提出</u>）関係 （<u>反論書等の提出に係る相当の期間</u>）</p> <p><u>95-1 法第95条第1項及び第2項の「相当の期間」とは、反論書又は参加人意見書を作成するのに通常要する期間をいい、その期間は、審査請求の対象とされた処分の内容や、審査請求人又は参加人（法第109条第3項（<u>参加人</u>））に規定する参加人をいう。以下同じ。）の事情などに応じて定められるべきものであることに留意する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>かわらず、異議申立てをしないで審査請求をしたとき。</u></p> <p>(6) <u>審査請求の前置としての異議申立てが不適法であるとき。</u></p> <p>(7) <u>審査請求が法定の審査請求期間経過後にされたとき。</u></p> <p>(8) <u>不適法な審査請求につき相当の期間を定めて補正要求を行った場合において、当該期間内に補正されなかつたとき（107-6ただし書の適用があるときを除く。）。</u></p> <p><u>(注) (5)の場合において、異議申立期間内であれば、これを本来の異議審理庁へ提出するよう指導する。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第95条（<u>証拠書類等の提出</u>）関係 (新設)</p> <p><u>(<u>証拠書類等の提出と議決との関係</u>)</u></p> <p><u>95-1 法第95条の規定により反論書または証拠書類もしくは証拠物（この95-1において「<u>証拠書類等</u>」という。）の提出につき相当の期間を定めた場合には、当該期間中はその提出があるまで議決をすることはできないが、当該期間経過後</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第95条の2（口頭意見陳述）関係</p> <p>（意見陳述の申立て）</p> <p>95の2-1 法第95条の2第1項の規定による申立てがあつた場合には、<u>同条第3項において準用する法第84条第1項ただし書（（決定の手續等））の規定に該当する場合を除き、担当審判官は必ず当該申立てをした審査請求人又は参加人（以下第95条の2関係において「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないから、その機会を与えない又は申立人にとり意見陳述が不可能に等しい機会を与えたことにより、その陳述が行われないうままされた裁決は違法となることに留意する。</u></p> <p>（注）1 申立人に対し日時及び場所を指定して意見を述べる機会を与えたにもかかわらず、<u>正当な理由がなく、その機会に出頭しないときは、法第97条の4第2項第2号（（審理手續の終結））の規定の適用がある。</u></p> <p>2 <u>担当審判官が指定した期日に申立人が出頭した場合には、申立人以外の審査請求人又は参加人が出頭しなかったとしても、当該申立人に改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はないことに留意する。</u></p> <p>（申立人の所在その他の事情）</p> <p>95の2-2 <u>法第95条の2第3項において準用する法第84条第1項ただし書の「申立人の所在その他の事情」とは、例えば、申立人が矯正施設に収容されていて相当の期間出所の見込みがない場合など、申立人が担当審判官の指定した期日及び場所に出頭して口頭で意見を述べるのが困難であると認められる事情をいう。</u></p> <p>（意見陳述の制限）</p> <p>95の2-3 <u>法第95条の2第3項において準用する法第84条第5項の「その他相当でない場合」とは、例えば、申立人の行う意見陳述が既にされた陳述の繰り返しにすぎない場合その他その発言が口頭意見陳述の趣旨、目的に沿わないと認められる場合がこれに当たることに留意する。</u></p> <p>（注）代理人によってされた意見陳述の効果は、<u>申立人本人に帰属するものであるから、申立人本人から改めて口頭意見陳述の申立てがあつたときは、代理人</u></p>	<p>は、<u>証拠書類等の提出をまつまでもなく議決をすることができることに留意する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（意見陳述の申立て）</p> <p>101-2 <u>法第101条第1項において準用する法第84条第1項の規定による申立てがあつた場合には、担当審判官は必ず申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないから、その申立てがあつた場合に機会を与えないかまたは申立人にとり意見陳述が不可能にひとしい機会を与えたことにより、その陳述が行なわれないままされた裁決は違法となることに留意する。</u></p> <p>（注）申立人に対し日時および場所を指定して意見を述べる機会を与えたにもかかわらず、その機会に意見を述べないときは、<u>意見陳述をまつまでもなく議決をしてもさしつかえない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（意見陳述の制限）</p> <p>101-3 <u>担当審判官は、審査請求人または参加人の行なう意見陳述が、既にされた陳述の繰り返しにすぎないとき、または当該審査請求と関係のない事項にわたるときその他その発言が意見陳述の趣旨、目的にそわないと認められるときは、これを制限することができる。</u></p> <p>（注）代理人によつてされた意見陳述の効果は、<u>審査請求人本人に帰属するものであるから、審査請求人本人から改めて意見陳述の申立てがあつたときは、</u></p>

改正後	改正前
<p>によってされた意見陳述と重複しない限度でこれを<u>行わせる</u>ことができる。</p> <p><u>(質問の許可)</u></p> <p>95の2-4 <u>担当審判官は、例えば、申立人の行う質問が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合や、既にされた質問の繰り返しにすぎない場合その他口頭意見陳述の円滑な遂行を阻害するおそれがある場合を除き、原則として、法第95条の2第2項の規定による申立人の質問を許可することに留意する。</u></p> <p><u>(補佐人)</u></p> <p>95の2-5 <u>法第95条の2第3項において準用する法第84条第3項の「補佐人」とは、申立人に付き添って口頭意見陳述の期日に出頭し、その陳述を補佐する者をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(補佐人帯同申請に対する決定義務)</u></p> <p>95の2-6 <u>法第95条の2第3項において準用する法第84条第3項の規定により申立人から口頭意見陳述の際、補佐人を帯同したい旨の申請があつたときは、担当審判官は速やかにその許否を決定するものとする。</u></p> <p><u>(補佐人帯同の許可の基準)</u></p> <p>95の2-7 <u>法第95条の2第3項において準用する法第84条第3項の規定による補佐人の帯同は、申立人が十分に意見陳述を行うことができるよう専門的知識を</u></p>	<p>代理人によつてされた意見陳述と重複しない限度でこれを<u>行なわせる</u>ことができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(補佐人)</u></p> <p>101-4 <u>法第101条第1項において準用する法第84条第1項の「補佐人」とは、審査請求人または参加人に付き添って意見陳述の期日に出頭し、その陳述を補佐する者をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(補佐人帯同申請に対する決定義務)</u></p> <p>101-5 <u>法第101条第1項において準用する法第84条第1項の規定により審査請求人から意見陳述の際補佐人を帯同したい旨の申請があつたときは、担当審判官はすみやかにその許否を決定するものとする。</u></p> <p><u>(注) 当該決定をしないまま相当の期間を経過したときは、不作為についての不服申立ての対象となり得ることに留意する。</u></p> <p><u>なお、次に掲げる請求等があつたときも同様である。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 閲覧請求 (法第96条第2項)</u> <u>(2) 審査請求の対象となつた処分に係る国税の徴収の猶予または滞納処分の続行停止の申立て (法第105条第4項)</u> <u>(3) 担保の提供に伴い審査請求の対象となつた処分に係る国税につき差押えをしないことまたは差押えを解除することの求め (法第105条第5項)</u> <u>(4) 審査請求人の地位の承継の申請 (法第106条第4項)</u> <u>(5) 審査請求への参加の申請 (法第109条第1項)</u> <p><u>(補佐人帯同の許可の基準)</u></p> <p>101-6 <u>法第101条第1項において準用する法第84条第1項の規定による補佐人の帯同は、審査請求人または参加人が十分に意見陳述を行なうことができるよう</u></p>

改正後	改正前
<p>もってその意見陳述を補佐させる趣旨の制度であるから、担当審判官は、この趣旨に従って許否を決定するものとする。</p> <p>(注) 許可を与えた場合にも、必要に応じてその許可を取り消すことができる。</p> <p>(税務代理行為との関係)</p> <p>95の2-8 補佐人が税理士法に規定する税理士業務の制限規定に該当する行為をするおそれがある場合その他税理士法違反のおそれがある場合には、許可を与えず又は既に与えた許可を取り消すことに取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">第96条 ((証拠書類等の提出)) 関係</p> <p>(証拠書類等の提出に係る相当の期間)</p> <p>96-1 法第96条第3項の「相当の期間」とは、証拠書類等(同条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類その他の物件をいう。以下同じ。)を提出するのに通常要する期間をいい、その期間は、証拠書類等の量や、入手の難易などの事情に応じて定められるべきものであることに留意する。</p> <p>(97の3-2へ移動)</p> <p style="text-align: center;">第97条 ((審理のための質問、検査等)) 関係</p> <p>(実質審理の範囲)</p> <p>97-1 実質審理は、審査請求人の申立てに係る原処分について、その全体の当否を判断するために行うものであるが、その実施に当たっては、審査請求人及び原処分双方の主張により明らかとなつた争点に主眼を置いて効率的に行うことに留意する。</p>	<p>専門的知識をもつてその意見陳述を補佐させる趣旨の制度であるから、担当審判官は、この趣旨に従って許否を決定するものとする。</p> <p>(注) 許可を与えた場合にも、必要に応じてその許可を取り消すことができる。</p> <p>(税務代理行為との関係)</p> <p>101-7 補佐人が税理士法に規定する税理士業務の制限規定に該当する行為をするおそれがある場合その他税理士法違反のおそれがある場合には、許可を与えずまたは既に与えた許可を取り消すことに取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">第96条 ((原処分庁からの物件の提出及び閲覧)) 関係</p> <p>(新設)</p> <p>(第三者の利益を害するおそれ)</p> <p>96-1 法第96条第2項の「第三者の利益を害するおそれがある」とは、たとえば密告書、投書、聴取書、決議書、調査書等を閲覧させることにより第三者(閲覧請求人以外の者をいう。)の利益を害するおそれがある場合をいうことに留意する。</p> <p>(注) 決議書、調査書等は、その記載内容によっては「第三者の利益を害するおそれがある」ときに該当するほか、税務執行上の秘密にふれるため閲覧させないことについて同項の「正当な理由がある」ときに該当することがある。</p> <p style="text-align: center;">第97条 ((審理のための質問、検査等)) 関係</p> <p>(実質審理の範囲)</p> <p>97-1 実質審理は、審査請求人の申立てに係る原処分について、その全体の当否を判断するために行なうものであるが、その実施に当たっては、審査請求人および原処分双方の主張により明らかとなつた争点に主眼を置いて効率的に行なうものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(申立てがされた場合)</p> <p>97-2 法第97条第1項に規定する審理関係人の申立てがされた場合、担当審判官は、<u>審理に必要がないと認めるときは当該申立てを採用しないことに留意する。</u> <u>なお、担当審判官は、当該申立てに対する判断を示すものとする。</u></p> <p>(帳簿書類その他の物件の提出に係る相当の期間)</p> <p>97-3 法第97条第1項第2号の「相当の期間」とは、<u>帳簿書類等（同号に規定する帳簿書類その他の物件をいう。以下同じ。）を提出するのに通常要する期間をいい、その期間は、帳簿書類等の量や、帳簿書類等の所有者、所持者又は保管者の事情などに応じて定められるべきものであることに留意する。</u></p> <p>(留置物件の返還)</p> <p>97-4 法第97条第1項第2号の規定により提出された帳簿書類等が担当審判官に留置されている場合において、<u>留置の必要がなくなつたと認められるものは速やかに返還することに留意する。</u></p> <p>(物件の検査)</p> <p>97-5 法第97条第1項第3号に掲げる「その他の物件を検査すること」には、土地、建物その他の物件の存在する場所に<u>赴いてその状況を確認することも含まれることに留意する。</u></p> <p>(審査請求人と特殊な関係がある者)</p> <p>97-6 法第97条第4項括弧書の「<u>審査請求人と特殊な関係がある者</u>」とは、<u>同条第1項第1号から第3号まで又は第2項の規定による質問、提出要求又は検査の時における令第34条（審査請求人の特殊関係者の範囲）に定める者をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第97条の2（（審理手続の計画的遂行）関係）</p> <p>(<u>審理手続の計画的遂行が必要であると認められる場合</u>)</p> <p>97の2-1 <u>法第97条の2第1項の「審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合」とは、例えば、次のような事件で、審理手続に要する期間が長期間に</u></p>	<p>(申立てを採用しない場合)</p> <p>97-2 法第97条第1項の規定による申立てがされた場合において、<u>審査請求人の主張の全部を認容するときその他担当審判官が審理に必要がないと認めるときは、当該申立てを採用しないものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(留置物件の返還)</p> <p>97-3 法第97条第1項第2号の規定により提出された帳簿書類その他の物件が担当審判官に留置されている場合において、<u>提出人から当該物件の返還請求があつたときは、留置の必要がないと認められるものはすみやかに返還するものとする。</u></p> <p>(物件の検査)</p> <p>97-4 法第97条第1項第3号に掲げる「その他の物件を検査すること」には、土地、建物その他の物件の存在する場所に<u>おもむいてその状況を確認することも含まれることに留意する。</u></p> <p>(特殊関係者の判定時期)</p> <p>97-5 法第97条第4項に規定する特殊関係者であるかどうかは、<u>同条第1項第1号から第3号までまたは第2項の規定による質問、提出要求または検査を行なう時点で判定するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>及ぶことが見込まれる場合をいう。</p> <p>(1) <u>争点が多数ある事件</u></p> <p>(2) <u>事実関係が錯綜している事件</u></p> <p>(3) <u>審理関係人から提出された証拠書類等が膨大にある事件</u></p> <p>(4) <u>証拠又は資料の収集やその検討に時間を要する事件</u></p> <p>第97条の3（（審理関係人による物件の閲覧等）関係 （審理手続が終結するまでの間）</p> <p><u>97の3-1 法第97条の3第1項の「審理手続が終結するまでの間」とは、法第94条第1項（担当審判官等の指定）の規定により担当審判官が指定された時から法第97条の4第1項又は第2項（審理手続の終結）の規定により審理手続を終結した時までをいう。</u></p> <p>（第三者の利益を害するおそれ等）</p> <p><u>97の3-2 法第97条の3第1項の「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、例えば、同項の規定による閲覧又は交付を求める者以外の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときをいい、また、同項の「その他正当な理由があるとき」とは、例えば、国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であつて、閲覧又は交付の対象とすることにより、当該事務又は事業の性質上、それらの適正な遂行に支障を来すおそれがあるときをいう。</u></p> <p>（提出人の意見を聴く必要がないと認めるとき）</p> <p><u>97の3-3 法第97条の3第2項ただし書の「必要がないと認めるとき」とは、提出人の意見を聴くまでもなく、担当審判官が閲覧又は交付の求めに対する判断が可能であるときをいい、例えば、次のときをいう。</u></p> <p>(1) <u>公になっている情報と判断できるとき。</u></p> <p>(2) <u>明らかに97の3-2に該当すると判断できるとき。</u></p> <p>第97条の4（（審理手続の終結）関係 （必要な審理を終えたと認めるとき）</p> <p><u>97の4-1 法第97条の4第1項の「必要な審理を終えたと認めるとき」とは、担</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>（第三者の利益を害するおそれ）</p> <p><u>96-1 法第96条第2項の「第三者の利益を害するおそれがある」とは、たとえば密告書、投書、聴取書、決議書、調査書等を閲覧させることにより第三者（閲覧請求人以外の者をいう。）の利益を害するおそれがある場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 決議書、調査書等は、その記載内容によっては「第三者の利益を害するおそれがある」ときに該当するほか、税務執行上の秘密にふれるため閲覧させないことについて同項の「正当な理由がある」ときに該当することがある。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>当審判官及び参加審判官が、当該審査請求に係る事件の調査及び審理を行い、合議により、当該審査請求に係る事件について令第36条（（議決））に規定する議決をするのに熟したと判断したときをいう。</u></p> <p><u>なお、担当審判官は、審理関係人から審理手続を終結することを求められたとしても、これに応ずる義務はないことに留意する。</u></p> <p>（審理手続を終結した場合の効果）</p> <p>97の4-2 <u>法第97条の4第1項又は第2項の規定に基づき担当審判官が審理手続を終結した場合には、審理関係人又は担当審判官は、例えば、次の行為をすることができないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>答弁書の提出（法第93条第1項）</u></p> <p>(2) <u>反論書の提出（法第95条第1項）</u></p> <p>(3) <u>参加人意見書の提出（法第95条第2項）</u></p> <p>(4) <u>口頭意見陳述の申立て（法第95条の2第1項）</u></p> <p>(5) <u>証拠書類等の提出（法第96条第1項及び第2項）</u></p> <p>(6) <u>審理関係人による担当審判官に対する質問・検査等の申立て（法第97条第1項）</u></p> <p>(7) <u>担当審判官による質問、検査等（法第97条第1項第1号から第4号まで）及び国税審判官等に対する質問、検査等を行わせるための嘱託等（同条第2項）</u></p> <p>(8) <u>閲覧請求又は写し等の交付請求（法第97条の3第1項）</u></p> <p>(9) <u>審理関係人の主張の追加、変更又は撤回</u></p> <p>(注) <u>担当審判官が審理手続を終結した後であっても、審査請求人は、法第110条第1項（（不服申立ての取下げ））の規定に基づき審査請求を取り下げることができることに留意する。</u></p> <p>（審理手続の終結）</p> <p>97の4-3 <u>審理手続は、法第97条の4第1項又は第2項に該当すると担当審判官が判断することにより終結することに留意する。</u></p> <p><u>なお、法第97条の4第3項の「通知」は、書面により行うものとする。</u></p> <p>（審理手続の再開）</p> <p>97の4-4 <u>担当審判官は、法第97条の4の規定により審理手続を終結した後であ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>っても、裁決までの間に、例えば、次に掲げる事由が生じた場合には、<u>審理手続を再開する。担当審判官が審理手続を再開したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を再開した旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>なお、担当審判官は、<u>審理関係人から審理手続を再開することを求められたとしても、これに応ずる義務はないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>法第104条第1項（併合審理等）の規定により審理手続を併合する場合</u> (2) <u>審判所長が、主張、証拠等を補充する必要があると認めた場合</u></p> <p><u>（更に一定の期間）</u> 97の4-5 <u>法第97条の4第2項第1号の「更に一定の期間」は、同号イからホまでに定める物件につき93-1、95-1、96-1及び97-3の定めにより担当審判官が先に審理関係人に対してそれぞれ相当の期間を定めてこれらの提出を求めているのであるから、原則として、先に示した相当の期間よりは短い期間となることに留意する。</u></p> <p><u>（口頭意見陳述に出頭しない場合の正当な理由）</u> 97の4-6 <u>法第97条の4第2項第2号の「正当な理由」には、例えば、次の場合がこれに当たることに留意する。</u> (1) <u>担当審判官が口頭意見陳述の日時又は場所を誤って教示したことにより出頭できない場合</u> (2) <u>口頭意見陳述の申立てをした審査請求人又は参加人の責めに帰すべからざる事由により、出頭することが不可能と認められるような客観的な事情がある場合（具体的には、地震、台風、洪水、噴火などの天災に起因する場合や、火災、交通の途絶等の人為的障害に起因する場合）</u></p> <p style="text-align: center;">第98条（（裁決）関係</p> <p><u>（審査請求が不適法な場合）</u> 98-1 <u>法第98条第1項の「その他不適法である場合」の審査請求には、92-2に定める場合のほか、担当審判官が指定された後、例えば、次の事由が生じた場合における、それぞれ次の処分を対象とした審査請求がこれに当たる。</u> (1) <u>審査請求の対象となった処分について、原処分庁により職権でこれが取り消された場合 当該処分</u></p>	<p style="text-align: center;">第98条（（裁決）関係</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>審査請求の対象となった更正処分について、課税標準等及び税額等を申告額以下とする減額の再更正処分がされた場合</u> 当該更正処分</p> <p>(3) <u>審査請求の対象となった決定処分について、納付すべき税額を零円とする減額の再更正処分がされた場合</u> 当該決定処分</p> <p>(4) <u>審査請求の対象となった更正の請求に対する処分について、課税標準等及び税額等を更正の請求額以下とする減額の更正処分又は再更正処分がされた場合</u> 当該更正の請求に対する処分</p> <p>(5) <u>審査請求の対象となった加算税の賦課決定処分について、当該加算税の額を零円とする減額の変更決定処分がされた場合</u> 当該賦課決定処分</p> <p>(6) <u>審査請求の対象となった更正処分について、当該更正処分後に審査請求人が修正申告書を提出した場合</u> 当該更正処分</p> <p><u>(注) 更正処分に伴ってされた加算税の賦課決定処分について審査請求の対象とされている場合は、修正申告書の提出があつたとしても、当該賦課決定処分は「その他不適法である場合」には該当しないことに留意する。</u></p> <p>(審査請求が理由がある場合)</p> <p>98-2 法第98条第3項の「<u>審査請求が理由がある場合</u>」とは、<u>例えば、次に該当する場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>法第2条第6号ニ((定義))の「納付すべき税額」が当該審査請求の目的となった更正処分に係る納付すべき税額に満たない場合</u></p> <p>(2) <u>法第2条第6号ホの「還付金の額に相当する税額」が当該審査請求の目的となった更正処分に係る還付金の額に相当する税額を超える場合</u></p> <p>(3) <u>法第2条第6号ハの「純損失等の金額」が当該審査請求の目的となった更正処分に係る純損失等の金額を超える場合</u></p> <p>(変更)</p> <p>98-3 法第98条第3項の「<u>変更</u>」には、<u>国税に関する法律に基づく処分のうち、例えば、次に掲げる処分についての異動がこれに該当することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>耐用年数の短縮に関する処分(所得税法施行令第130条第3項及び第4項並びに法人税法施行令第57条第3項及び第4項)</u></p> <p>(2) <u>特定船舶に係る特別修繕準備金に関する処分(租税特別措置法施行令第13条第6項及び第7項、同令第33条の6第10項及び第11項並びに同令第39条の85第</u></p>	<p>(2) <u>審査請求の対象となった更正処分について、課税標準等及び税額等を申告額以下とする減額の再更正処分がされた場合</u> 当該更正処分</p> <p>(3) <u>審査請求の対象となった決定処分について、納付すべき税額を零円とする減額の再更正処分がされた場合</u> 当該決定処分</p> <p>(4) <u>審査請求の対象となった更正の請求に対する処分について、課税標準等及び税額等を更正の請求額以下とする減額の更正処分又は再更正処分がされた場合</u> 当該更正の請求に対する処分</p> <p>(5) <u>審査請求の対象となった加算税の賦課決定処分について、当該加算税の額を零円とする減額の変更決定処分がされた場合</u> 当該賦課決定処分</p> <p>(6) <u>審査請求の対象となった更正処分について、当該更正処分後に審査請求人が修正申告書を提出した場合</u> 当該更正処分</p> <p><u>(注) 更正処分に伴ってされた加算税の賦課決定処分について審査請求の対象とされている場合は、修正申告書の提出があつたとしても、当該賦課決定処分は「その他不適法である場合」には該当しないことに留意する。</u></p> <p>(審査請求に理由があるとき)</p> <p>98-1 法第98条第2項の「<u>審査請求が理由があるとき</u>」には、<u>たとえば国税の課税標準等(法第2条第6号イからハマまで((定義))に掲げる事項をいう。以下同じ。)または税額等(同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。)に係る処分に対する審査請求については、課税標準に誤りがない場合であっても、納付すべき税額が減少することとなるとき、または還付金の額に相当する税額もしくは純損失等の金額(同号ハに掲げる事項をいう。以下同じ。)が増加することとなるときがこれにあたることに留意する。</u></p> <p>(変更)</p> <p>98-2 法第98条第2項の「<u>変更</u>」には、<u>国税に関する法律に基づく処分のうち、例えば、次に掲げる処分についての異動がこれに該当することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>耐用年数の短縮に関する処分(所得税法施行令第130条第3項及び第4項並びに法人税法施行令第57条第3項及び第4項)</u></p> <p>(2) <u>特別修繕準備金に関する処分(租税特別措置法施行令第12条の2第6項及び第7項並びに同令第33条の7第10項及び第11項)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>10項及び第11項</u>)</p> <p>(3) 相続税額及び贈与税額の延納条件に関する処分 (相続税法第39条第2項、第29項及び第32項)</p> <p>(4) 納税の猶予に関する処分 (法第46条及び第49条)</p> <p>(法の特則)</p> <p>98-4 審判所長が行う裁決については、法第98条のほか、法第104条第3項 ((併合審理等)) の定めがあることに留意する。</p> <p>(徴収法の特則)</p> <p>98-5 徴収法第171条第1項第3号 ((公売等に関する不服申立て等の期限の特例)) に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する審査請求がされた場合における当該審査請求に対する裁決については、同法第173条 ((不動産の売却決定等の取消の制限)) の定めがあることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第101条 ((裁決の方式等)) 関係</p> <p>(課税標準等又は税額等の調査及び審理)</p> <p>101-1 国税の課税標準等又は税額等に係る処分についての審査請求の調査及び審理は、次の範囲内において行なうものとする。</p> <p>(1) 当該処分が決定である事件については、当該決定に係る額の範囲</p> <p>(2) 当該処分が増額 (還付金に相当する税額又は純損失等の金額にあつては減額) の更正 (更正の請求にあつては当該請求の全部又は一部を認容しない処分。(2)において同じ。) 又は再更正 (更正の請求にあつては当該請求の全部又は一部を認容しない処分を行つた後の増額の更正。(2)において同じ。) である事件については、当該更正又は再更正後の額と申告額 (更正の請求にあつては当該請求の額) との差額の範囲。ただし、当該処分が増額の再更正である事件に係る当初更正又は決定について既に不服申立ての決定又は裁決がされているとき (却下の決定又は裁決がされているときを除く。) は、当該再更正後の額と不服申立ての決定又は裁決後の額との差額の範囲</p> <p>(3) 当該処分が賦課決定 (加算税及び過怠税の賦課決定を除く。(3)において同じ。) である事件については、当該賦課決定に係る額 (増額の賦課決定にあつ</p>	<p>(3) 相続税額及び贈与税額の延納条件に関する処分 (相続税法第39条第2項、第29項及び第32項)</p> <p>(4) 納税の猶予に関する処分 (法第46条及び第49条)</p> <p>(法の特則)</p> <p>98-3 国税に関する法律に基づく処分に係る審査請求に対する裁決については、<u>法第92条 ((却下)) および法第98条ほか</u>、法第104条第3項 ((併合審理等)) の定めがあることに留意する。</p> <p>(徴収法の特則)</p> <p>98-4 徴収法第171条第1項第3号 ((公売等に関する不服申立ての期限の特例)) に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する審査請求がされた場合における当該審査請求に対する裁決については、同法第173条 ((不動産の売却決定等の取消の制限)) の定めがあることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第101条 ((異議申立てに関する規定の準用等)) 関係</p> <p>(課税標準等または税額等の調査および審理)</p> <p>101-1 国税の課税標準等または税額等に係る処分についての審査請求の調査および審理は、次の範囲内において行なうものとする。</p> <p>(1) 当該処分が決定である事案については、当該決定に係る額の範囲</p> <p>(2) 当該処分が増額 (還付金に相当する税額または純損失等の金額にあつては減額) の更正 (更正の請求にあつては当該請求の全部または一部を認容しない処分。(2)において同じ。) または再更正 (更正の請求にあつては当該請求の全部または一部を認容しない処分を行つた後の増額の更正。(2)において同じ。) である事案については、当該更正または再更正後の額と申告額 (更正の請求にあつては当該請求の額) との差額の範囲。ただし、当該処分が増額の再更正である事案に係る当初更正または決定について既に不服申立ての決定または裁決がされているとき (却下の決定または裁決がされているときを除く。) は、当該再更正後の額と不服申立ての決定または裁決後の額との差額の範囲</p> <p>(3) 当該処分が賦課決定 (加算税および過怠税の賦課決定を除く。(3)において同じ。) である事案については、当該賦課決定に係る額 (増額の賦課決定にあつ</p>

改正後	改正前
<p>ては当該増額の賦課決定後の額)の範囲。ただし、当該処分が増額の賦課決定である事件に係る当初賦課決定について既に不服申立ての決定又は裁決がされているとき(却下の決定又は裁決がされているときを除く。)は、当該増額の賦課決定後の額と不服申立ての決定又は裁決後の額との差額の範囲</p> <p>(95の2-1へ移動)</p> <p>(95の2-3へ移動)</p> <p>(95の2-5へ移動)</p> <p>(95の2-6へ移動)</p>	<p>ては当該増額の賦課決定後の額)の範囲。ただし、当該処分が増額の賦課決定である事案に係る当初賦課決定について既に不服申立ての決定または裁決がされているとき(却下の決定または裁決がされているときを除く。)は、当該増額の賦課決定後の額と不服申立ての決定または裁決後の額との差額の範囲</p> <p>(意見陳述の申立て)</p> <p>101-2 法第101条第1項において準用する法第84条第1項の規定による申立があつた場合には、担当審判官は必ず申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないから、その申立てがあつた場合に機会を与えないかまたは申立人にとり意見陳述が不可能にひとしい機会を与えたことにより、その陳述が行なわれないままされた裁決は違法となることに留意する。</p> <p>(注) 申立人に対し日時および場所を指定して意見を述べる機会を与えたにもかかわらず、その機会に意見を述べないときは、意見陳述をまつまでもなく議決をしてもさしつかえない。</p> <p>(意見陳述の制限)</p> <p>101-3 担当審判官は、審査請求人または参加人の行なう意見陳述が、既にされた陳述の繰返しにすぎないとき、または当該審査請求と関係のない事項にわたるときその他その発言が意見陳述の趣旨、目的にそわないと認められるときは、これを制限することができる。</p> <p>(注) 代理人によつてされた意見陳述の効果は、審査請求人本人に帰属するものであるから、審査請求人本人から改めて意見陳述の申立てがあつたときは、代理人によつてされた意見陳述と重複しない限度でこれを行なわせることができる。</p> <p>(補佐人)</p> <p>101-4 法第101条第1項において準用する法第84条第1項の「補佐人」とは、審査請求人または参加人に付き添つて意見陳述の期日に出席し、その陳述を補佐する者をいうことに留意する。</p> <p>(補佐人帯同申請に対する決定義務)</p> <p>101-5 法第101条第1項において準用する法第84条第1項の規定により審査請</p>

改正後	改正前
<p>(95の2-7移動)</p> <p>(95の2-8へ移動)</p> <p>(裁決書謄本の送達方法)</p> <p>101-2 法第101条第3項の規定により、<u>審判所長が裁決書の謄本を送達する場合における送達の方法については、法第12条((書類の送達))及び法第14条((公示送達))の定めがあることに留意する。</u></p> <p>(注) 裁決書の謄本を郵便又は信書便によって送達するときは、配達証明郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして別途定めるもの、あるいは書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途</p>	<p>求人から意見陳述の際補佐人を帯同したい旨の申請があつたときは、担当審判官はすみやかにその許否を決定するものとする。</p> <p>(注) 当該決定をしないまま相当の期間を経過したときは、不作為についての不服申立ての対象となり得ることに留意する。</p> <p>なお、次に掲げる請求等があつたときも同様である。</p> <p>(1) 閲覧請求(法第96条第2項)</p> <p>(2) 審査請求の対象となつた処分に係る国税の徴収の猶予または滞納処分の続行停止の申立て(法第105条第4項)</p> <p>(3) 担保の提供に伴い審査請求の対象となつた処分に係る国税につき差押えをしないことまたは差押えを解除することの求め(法第105条第5項)</p> <p>(4) 審査請求人の地位の承継の申請(法第106条第4項)</p> <p>(5) 審査請求への参加の申請(法第109条第1項)</p> <p>(補佐人帯同の許可の基準)</p> <p>101-6 法第101条第1項において準用する法第84条第1項の規定による補佐人の帯同は、審査請求人または参加人が十分に意見陳述を行なうことができるよう専門的知識をもつてその意見陳述を補佐させる趣旨の制度であるから、担当審判官は、この趣旨に従つて許否を決定するものとする。</p> <p>(注) 許可を与えた場合にも、必要に応じてその許可を取り消すことができる。</p> <p>(税務代理行為との関係)</p> <p>101-7 補佐人が税理士法に規定する税理士業務の制限規定に該当する行為をするおそれがある場合その他税理士法違反のおそれがある場合には、許可を与えずまたは既に与えた許可を取り消すことに取り扱う。</p> <p>(裁決書謄本の送達方法)</p> <p>101-8 法第101条第1項において準用する法第84条第3項の規定により、裁決書の謄本を送達する場合における送達の方法については、法第12条((書類の送達))及び法第14条((公示送達))の定めがあることに留意する。</p> <p>(注) 裁決書の謄本を郵便又は信書便によって送達するときは、配達証明郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして別途定めるもの、あるいは書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途</p>

改正後	改正前
<p>定めるものによって行うものとする。</p> <p>(公示送達についての留意事項)</p> <p>101-3 裁決書の謄本の公示送達に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 審査請求が代理人又は総代によってされている場合における裁決書の謄本の公示送達は、当該審査請求が代理人によってされているときは審査請求人本人及び当該代理人の双方について、総代によってされているときは<u>全ての総代</u>について、それぞれ法第14条第1項に規定する「<u>送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合</u>」又は「<u>外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合</u>」に限られること。</p> <p>(2) 法第14条第1項の「送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について賦課関係書類の調査、実地調査、住民票の調査等を行ってもなお住所、居所その他送達すべき場所がいずれも不明な場合をいい、単に郵便局又は一般信書便事業者等の事業所から宛先人不明で返戻されたことのみを理由として公示送達を行うことはできないこと。</p> <p>(審査請求人に対する送達)</p> <p>101-4 法第101条第3項の規定による審査請求人に対する裁決書の謄本の送達は、当該審査請求が代理人によってされているときにおいても、本人に対してこれを行うものとする。<u>ただし、審査請求人から裁決書の謄本の送達先を代理人とする旨の書面の提出があった場合には、原則として当該代理人に対して送達するものとする。</u></p> <p>(注) 当該審査請求が総代によってされているときは、当該総代の1人に対して送達を行えば足りる。</p> <p>(裁決の効力の発生時期)</p> <p>101-5 法第101条第3項の規定により、裁決書の謄本を審査請求人及び処分の相手方の双方に送達した場合において、送達の時点に前後があるときは、後の時点において裁決の効力が生ずることに留意する。<u>したがって、その国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、法第105条第1項ただし書（滞納処分による換価の制限）に規定する除外事由に該当する場合を除き、後の時点まではすることができないこととなる。</u></p>	<p>定めるものによって行うものとする。</p> <p>(公示送達についての留意事項)</p> <p>101-9 裁決書の謄本の公示送達に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 審査請求が代理人又は総代によってされている場合における裁決書の謄本の公示送達は、当該審査請求が代理人によってされているときは審査請求人本人及び当該代理人の双方について、総代によってされているときは<u>すべての総代</u>について、それぞれ法第14条第1項に規定する事情がある<u>とき</u>に限られること。</p> <p>(2) 法第14条第1項の「送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について賦課関係書類の調査、実地調査、住民票の調査等を行ってもなお住所、居所その他送達すべき場所がいずれも不明な場合をいい、単に郵便局又は一般信書便事業者等の事業所から<u>あて先人不明</u>で返戻されたことのみを理由として公示送達を行うことはできないこと。</p> <p>(審査請求人に対する送達)</p> <p>101-10 法第101条第1項において準用する法第84条第3項の規定による審査請求人に対する裁決書の謄本の送達は、当該審査請求が代理人によつてされているときにおいても、<u>なるべく本人に対してこれを行なうものとする。</u></p> <p>(注) 当該審査請求が総代によつてされているときは、当該総代の1人に対して送達を行なえば足りる。</p> <p>(裁決の効力の発生時期)</p> <p>101-11 法第101条第1項において準用する法第84条第3項かつこの書の規定により、裁決書の謄本を審査請求人および処分の相手方の双方に送達した場合において、送達の時点に前後があるときは、後の時点において裁決の効力が生ずることに留意する。<u>したがって、その国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、法第105条第1項ただし書（滞納処分による換価の制限）に規定する除外事由に該当する場合を除き、後の時点まではすることができないこととな</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(参加人への送付)</p> <p>101-6 法第101条第4項の規定による参加人に対する裁決書の謄本の送付は、裁決の効力の発生に関係がないことに留意する。</p> <p>(注) 参加人の所在が知れないときであつても、当該謄本の送付については、公示送達による必要はない。</p> <p>(裁判所への送付)</p> <p>101-7 国税に関する法律に基づく処分についての訴訟が係属している場合における当該処分に係る裁決書の謄本の送付については、法第115条第2項((裁決書等の謄本の係属裁判所への送付))の定めがあることに留意する。</p> <p>(記名押印)</p> <p>101-8 法第101条第1項の「記名押印」とは、官職及び氏名を表示し、官印を押なつ(印影の印刷を含む。)することをいうことに留意する。</p> <p>(納税地指定処分の取消裁決の効力)</p> <p>101-9 納税地指定の処分に係る審査請求についての取消裁決の効力については、所得税法第19条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))、法人税法第19条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))及び消費税法第24条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))の定めがあることに留意する。</p> <p>(裁決書謄本の原処分庁への送付)</p> <p>101-10 法第101条第4項の規定による原処分庁に対する裁決書の謄本の送付は、裁決の効力の発生に関係がないことに留意する。</p> <p>(注) 審査請求人について納税地に異動があつた場合における裁決書の謄本の送付は、異動後の納税地を所轄する税務署長等(国税の徴収に関する処分(法第36条第1項(納税の告知))の規定による納税の告知のうち同項第1号(不</p>	<p>る。</p> <p>(参加人への送付)</p> <p>101-12 法第109条第3項((裁決書等の謄本の参加人への送付))の規定による参加人に対する裁決書の謄本の送付は、裁決の効力の発生に関係がないことに留意する。</p> <p>(注) 参加人の所在が知れないときであつても、当該謄本の送付については、公示送達による必要はない。</p> <p>(裁判所への送付)</p> <p>101-13 国税に関する法律に基づく処分についての訴訟が係属している場合における当該処分に係る裁決書の謄本の送付については、法第115条第2項((裁決書等の謄本の係属裁判所への送付))の定めがあることに留意する。</p> <p>(記名押印)</p> <p>101-14 法第101条第1項において準用する法第84条第4項の「記名押印」とは、<u>ゴム印、印刷、タイプ等その方法のいかんを問わず、官職および氏名を表示し、官印を押なつ(印影の印刷を含む。)</u>することをいうことに留意する。</p> <p>(納税地指定処分の取消裁決の効力)</p> <p>101-15 納税地指定の処分に係る審査請求についての取消裁決の効力については、所得税法第19条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))、法人税法第19条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))及び消費税法第24条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))の定めがあることに留意する。</p> <p>(裁決書謄本の原処分庁への送付)</p> <p>101-16 法第101条第2項の規定による原処分庁に対する裁決書の謄本の送付は、裁決の効力の発生に関係がないことに留意する。</p> <p>(注) 審査請求人について納税地に異動があつた場合における裁決書の謄本の送付は、異動後の納税地を所轄する税務署長等(国税の徴収に関する処分(法第36条第1項(納税の告知))の規定による納税の告知のうち同項第1号(不</p>

改正後	改正前
<p>納付加算税及び法第68条第3項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第2号に係るものを除く。）及び滞納処分（その例による処分を含む。）についての審査請求に係る裁決書の謄本については、処分庁である税務署長等）に対して行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>納付加算税及び法第68条第3項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第2号に係るものを除く。）及び滞納処分（その例による処分を含む。<u>103-1</u>において同じ。）についての審査請求に係る裁決書の謄本については、処分庁である税務署長等）に対して行う。</p> <p style="text-align: center;">第103条（（証拠書類等の返還）関係） （納税地が異動した場合の原処分関係書類等の返還先）</p> <p><u>103-1 法第96条第1項（（原処分庁からの物件の提出））の規定により原処分庁から処分の理由となった事実を証する書類その他の物件が提出された後、審査請求人について納税地に異動があった場合における当該物件の返還は、異動後の納税地を所轄する税務署長等（国税の徴収に関する処分（法第36条第1項（納税の告知）の規定による納税の告知のうち同項第1号（不納付加算税及び法第68条第3項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第2号に係るものを除く。）及び滞納処分に係る当該物件については、その物件を提出した税務署長等）に対して行うものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 雑則 第104条（（併合審理等）関係）</p> <p>（併合審理ができる場合）</p> <p>104-1 法第104条第1項の規定による併合審理は、<u>例えば、次に掲げる審査請求のように、一又は複数の処分についてされた複数の審査請求が、それぞれ別個に係属している場合に行うことができる。</u></p> <p>(1) 同一年分、同一事業年度分又は<u>同一課税期間</u>の更正又は決定についての審査請求と再更正についての審査請求</p> <p>(2) 本税の更正又は決定についての審査請求と加算税の賦課決定についての審査請求</p> <p>(3) 青色申告の承認の取消しについての審査請求と当該取消しに併せてされた更正又は決定についての審査請求</p> <p>(4) 法人税の更正又は決定についての審査請求と当該更正又は決定に関連してされた<u>役員給与等の源泉徴収に係る所得税の納税の告知</u>についての審査請求</p> <p>(5) 更正の請求の全部又は一部を認容しない処分についての審査請求と当該更</p>	<p style="text-align: center;">第3章 雑則 第104条（（併合審理等）関係）</p> <p>（併合審理ができる場合）</p> <p>104-1 法第104条第1項の規定による併合審理は、<u>例えば次に掲げる審査請求のように、一または複数の処分についてされた複数の審査請求が、それぞれ別個に係属している場合に行うことができる。</u></p> <p>(1) 同一年分、同一事業年度分の更正又は決定についての審査請求と再更正についての審査請求</p> <p>(2) 本税の更正又は決定についての審査請求と加算税の賦課決定についての審査請求</p> <p>(3) 青色申告の承認の取消しについての審査請求と当該取消しに併せてされた更正又は決定についての審査請求</p> <p>(4) 法人税の更正又は決定についての審査請求と当該更正又は決定に関連してされた<u>認定賞与等に対する源泉徴収に係る所得税の納税の告知</u>についての審査請求</p> <p>(5) 更正の請求の全部又は一部を認容しない処分についての審査請求と当該更</p>

改正後	改正前
<p>正の請求に係る課税標準等又は税額等の更正についての審査請求</p> <p>(6) 一の差押処分についてされた納税者の審査請求と利害関係人の審査請求</p> <p>(7) 第二次納税義務の告知処分についての審査請求と第二次納税義務の督促についての審査請求</p> <p>(注) (1)及び(5)に掲げる複数の審査請求については、併合審理を行うものとし、その旨を審査請求人に通知するものとする。</p> <p>(みなす審査請求と併合審理)</p> <p>104-2 法第104条第1項の規定による併合審理は、法第89条第1項（(合意によるみなす審査請求)）又は法第90条第3項（(他の審査請求に伴うみなす審査請求)）の規定により審査請求とみなされたものについても<u>行うことができることに留意する。</u></p> <p>(併合審理をした場合の裁決)</p> <p>104-3 104-1 又は104-2により併合審理をした場合の裁決は、それぞれの審査請求についてしなければならないが、それぞれの審査請求が同一人からされたものであるときは、便宜同一の裁決書にそれぞれの主文を併記し、裁決の理由の記載は共通にしても<u>差し支えない。</u></p> <p>(併せ審理)</p> <p>104-4 同一の課税標準等又は税額等についてされた次に掲げるような複数の処分のいずれか一方について審査請求がされている場合には、審査請求がされていない他の処分（既に不服申立ての決定又は裁決（却下の決定又は裁決を除く。）がされているものを除く。）について、法第104条第2項又は第4項の規定による<u>併せ審理を行うことができることに留意する。</u></p> <p>(1) 更正又は決定と再更正</p> <p>(2) 更正の請求の全部又は一部を認容しない処分と更正</p> <p>(3) 賦課決定（加算税及び過怠税の賦課決定を除く。<u>以下この項において同じ。</u>）と再度の賦課決定</p> <p>(注) 「再更正」又は「再度の賦課決定」は、いずれも増額の更正又は賦課決定</p>	<p>正の請求に係る課税標準等又は税額等の更正についての審査請求</p> <p>(6) 一の差押処分についてされた納税者の審査請求と利害関係人の審査請求</p> <p>(7) 第二次納税義務の告知処分についての審査請求と第二次納税義務の督促についての審査請求</p> <p>(注) (1)及び(5)に掲げる複数の審査請求については、併合審理を行うものとし、その旨を審査請求人に通知するものとする。</p> <p>(みなす審査請求と併合審理)</p> <p>104-2 法第104条第1項の規定による併合審理は、<u>104-1により行なうことができる場合のほか、</u>法第89条第1項（(合意によるみなす審査請求)）または法第90条第3項（(他の審査請求に伴うみなす審査請求)）の規定により審査請求とみなされたものについても<u>行なうことができる。</u></p> <p><u>(注) 法第90条第3項の規定により審査請求とみなされたものについては、併合審理を行なうものとし、その旨を審査請求人に通知するものとする。</u></p> <p>(併合審理をした場合の裁決)</p> <p>104-4 104-1 または104-2により併合審理をした場合の裁決は、それぞれの審査請求についてしなければならないが、それぞれの審査請求が同一人からされたものであるときは、便宜同一の裁決書にそれぞれの主文を併記し、裁決の理由の<u>附記は共通にしてもさしつかえない。</u></p> <p>(あわせ審理)</p> <p>104-3 同一の課税標準等または税額等についてされた次に掲げるような複数の処分のいずれか一方について審査請求がされている場合には、審査請求がされていない他の処分（既に不服申立ての決定または裁決（却下の決定または裁決を除く。）がされているものを除く。）について、法第104条第2項または第4項の規定による<u>あわせ審理を行なうものとする。</u></p> <p>(1) 更正または決定と再更正</p> <p>(2) 更正の請求の全部または一部を認容しない処分と更正</p> <p>(3) 賦課決定（加算税および過怠税の賦課決定を除く。<u>この104-3において同じ。</u>）と再度の賦課決定</p> <p>(注) 「再更正」または「再度の賦課決定」は、いずれも増額の更正または賦課</p>

改正後	改正前
<p>をいう。</p> <p>(加算税についての審査請求)</p> <p>104-5 加算税の賦課決定について審査請求がされた場合において、当該加算税の計算の基礎となった本税の更正決定等について審査請求がされていないときは、当該本税の更正決定等については法第104条第2項の規定による併せ審理はしないことに取り扱う。</p> <p>(不服申立ての決定又は裁決)</p> <p>104-6 法第104条第2項ただし書の「不服申立ての決定又は裁決」には、却下の決定又は裁決は含まれないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第105条 ((不服申立てと国税の徴収との関係)) 関係</p> <p>(換価の申出の方法)</p> <p>105-1 法第105条第1項ただし書の規定による審査請求人の別段の申出は、書面の提出によることに留意する。</p> <p>(弁明の聴取)</p> <p>105-3 法第105条第7項の規定により徴収の所轄庁が審査請求の対象となった処分に係る国税の徴収の猶予等の取消しをする場合において、あらかじめ相手方の弁明を聞かなければならないときは、徴収の所轄庁はその弁明を聞いた上で審判所長の同意を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第106条 ((不服申立人の地位の承継)) 関係</p> <p>(権利の承継等の事実を証する書面)</p> <p>106-2 法第106条第3項後段の「権利の承継又は合併の事実を証する書面」には、例えば、相続の場合における戸籍謄本又は合併の場合における登記事項証明書がこれに当たることに留意する。</p> <p>(処分に係る権利の譲受人)</p>	<p>決定をいう。</p> <p>(加算税についての審査請求)</p> <p>104-5 加算税の賦課決定について審査請求がされた場合において、当該加算税の計算の基礎となつた本税の更正決定等について審査請求がされていないときは、当該本税の更正決定等については法第104条第2項の規定によるあわせ審理はしないことに取り扱う。</p> <p>(不服申立ての決定または裁決)</p> <p>104-6 法第104条第2項ただし書の「不服申立ての決定又は裁決」には、却下の決定または裁決は含まれないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第105条 ((不服申立てと国税の徴収との関係)) 関係</p> <p>(換価の申出の方法)</p> <p>105-1 法第105条第1項ただし書の規定による審査請求人の別段の申出は、書面を提出して行なわせることに取り扱う。</p> <p>(弁明の聴取)</p> <p>105-3 法第105条第7項の規定により徴収の所轄庁が審査請求の対象となった処分に係る国税の徴収の猶予等の取消しをする場合において、あらかじめ相手方の弁明を聞かなければならないときは、徴収の所轄庁はその弁明を聞いたうえで審判所長(令第38条第2項((権限の委任等))の規定に該当する場合以外の場合には、同条第1項の規定により権限を委任された首席国税審判官。以下同じ。)の同意を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第106条 ((不服申立人の地位の承継)) 関係</p> <p>(権利の承継等の事実を証する書面)</p> <p>106-2 法第106条第3項後段の「権利の承継又は合併の事実を証する書面」には、例えば相続の場合における戸籍謄本又は合併の場合における登記事項証明書がこれに当たることに留意する。</p> <p>(処分に係る権利の譲受人)</p>

改正後	改正前
<p>106-3 法第106条第4項の「不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者」には、<u>例えば、第三者所有の不動産について差押えがされた場合において、その第三者から当該不動産の差押処分についての審査請求がされた後に当該不動産をその第三者から譲り受けた者がこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(地位承継の許可申請)</p> <p>106-4 法第106条第4項の規定による審査請求人の地位の承継の許可の申請は、<u>当該権利の譲渡人と譲受人が連署した書面の提出によることに留意する。</u></p> <p>(地位承継の効果)</p> <p>106-5 法第106条の規定による審査請求人の地位の承継については、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>同条第3項の規定による届出がない場合においても、審査請求人の地位は当然に承継されるから、地位を承継した者が当該審査請求を取り下げない限り、当該事件の調査及び審理を継続すべきものであること。</u></p> <p>(2) <u>審査請求の対象となった処分に係る権利を譲り受けた者が同条第4項の規定により審査請求人の地位を承継したときは、当該権利を譲り渡した者(当該権利の一部を譲り渡した者を除く。)は、当該事件の審査請求手続から当然に脱退することとなること。</u></p>	<p>106-4 法第106条第4項の「不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者」には、<u>たとえば第三者所有の不動産について差押えがされた場合において、その第三者から当該不動産の差押処分についての審査請求がされた後に当該不動産をその第三者から譲り受けた者がこれにあたることに留意する。</u></p> <p>(地位承継の許可申請)</p> <p>106-5 法第106条第4項の規定による審査請求人の地位の承継の許可の申請は、<u>当該権利の譲渡人と譲受人が連署した書面を提出して行なわせることに取り扱う。</u></p> <p>(地位承継の効果)</p> <p>106-3 法第106条の規定による審査請求人の地位の承継については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 第3項の規定による届出がない場合においても、審査請求人の地位は当然に承継されるから、地位を承継した者が当該審査請求を取り下げない限り、<u>当該事案の調査および審理を継続すべきものであること。</u></p> <p>(2) <u>審査請求の対象となった処分に係る権利を譲り受けた者が第4項の規定により審査請求人の地位を承継したときは、当該権利を譲り渡した者(当該権利の一部を譲り渡した者を除く。)は、当該事案の審査請求手続から当然に脱退することとなること。</u></p>
<p style="text-align: center;">第107条 ((代理人)) 関係</p> <p>(納税管理人による代理)</p> <p>107-1 法第117条 ((納税管理人)) に規定する納税管理人から代理人としての申出が<u>あつた</u>場合には、法第107条の代理人として取り扱う。この場合には、遅滞なく、<u>令第37条の2第1項 ((代理人等の権限の証明等))</u>の書面による証明を求めるものとする。</p> <p>(代理権の範囲)</p> <p>107-3 不服申立てに係る代理権は、不服申立ての種類ごとにその範囲を明確にして与えられることを要するから、<u>例えば、再調査の請求についての代理権のみを与えられている場合には、再調査の請求の決定を経た後の処分について審査請</u></p>	<p style="text-align: center;">第107条 ((代理人)) 関係</p> <p>(納税管理人による代理)</p> <p>107-1 法第117条 ((納税管理人)) に規定する納税管理人から代理人としての申出が<u>あつた</u>場合には、法第107条の代理人として取り扱う。この場合には、遅滞なく、<u>同条第3項</u>の書面による証明を求めるものとする。</p> <p>(代理権の範囲)</p> <p>107-3 不服申立てに係る代理権は、不服申立ての種類ごとにその範囲を明確にして与えられることを要するから、<u>たとえば異議申立てについての代理権のみを与えられている場合には、異議申立ての決定を経た後の処分について審査請求を</u></p>

改正後	改正前
<p>求をするとき、又は法第89条第1項((合意によるみなす審査請求))の規定により再調査の請求を審査請求として取り扱うことについての同意をするときは、いずれも新たな授権を必要とすることに留意する。</p> <p>(代理人が複数選任された場合)</p> <p>107-4 代理人が複数選任された場合においても、審判所長又は担当審判官の代理人に対する通知その他の行為は1人の代理人に対してすれば足りることに留意する。</p> <p>(書面による証明)</p> <p>107-5 令第37条の2第1項の書面による証明は、委任状等の提出によることに留意する。</p> <p>(権限の証明のない場合)</p> <p>107-6 令第37条の2第1項の規定による審査請求についての代理人の権限の証明がされない場合又はその証明が明瞭でない場合には、補正要求を行い、当該補正要求が履行されないときは不適法な審査請求となることに留意する。ただし、代理人による審査請求としては不適法であるが、審査請求人本人の審査請求としてみれば適法なもの又は補正可能なものは却下することなく、当該審査請求人本人の審査請求として取り扱う。</p> <p>(代理権消滅の効果)</p> <p>107-8 代理権の消滅は、令第37条の2第2項の規定による代理権消滅の届出前に代理人によってされ、又は代理人に対してされた一切の行為の効力に影響を及ぼさないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第108条((総代)関係)</p> <p>(共同不服申立て)</p> <p>108-1 法第108条第1項の「共同して不服申立てをするとき」とは、複数の不服申立人が一の処分又は同一の事実上及び法律上の原因に基づき画一的に処理されなければならない複数の処分について共同して不服申立てをするときをいい、例えば、複数の抵当権者が一の差押処分について共同して審査請求をする場合又</p>	<p>するとき、または異議申立てを審査請求として取り扱うことについての同意(法第89条第1項)をするときは、いずれも新たな授権を必要とすることに留意する。</p> <p>(代理人が複数選任された場合)</p> <p>107-4 代理人が複数選任された場合においても、審判所長または担当審判官の代理人に対する通知その他の行為は1人の代理人に対してすれば足りることに留意する。</p> <p>(書面による証明)</p> <p>107-5 法第107条第3項の書面による証明は、委任状を提出して行なわせることに取り扱う。</p> <p>(権限の証明のない場合)</p> <p>107-6 法第107条第3項の審査請求についての代理人の権限の証明がされない場合またはその証明が明瞭でない場合には、補正要求を行ない、当該補正要求が履行されないときは不適法な審査請求となることに留意する。ただし、代理人による審査請求としては不適法であるが、審査請求人本人の審査請求としてみれば適法なものまたは補正可能なものは却下することなく、当該審査請求人本人の審査請求として取り扱う。</p> <p>(代理権消滅の効果)</p> <p>107-8 代理権の消滅は、法第107条第4項の規定による代理権消滅の届出前に代理人によってされ、または代理人に対してされた一切の行為の効力に影響を及ぼさないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第108条((総代)関係)</p> <p>(共同不服申立て)</p> <p>108-1 法第108条第1項の「共同して不服申立てをするとき」とは、複数の不服申立人が一の処分または同一の事実上および法律上の原因に基づき画一的に処理されなければならない複数の処分について共同して不服申立てをするときをいい、たとえば複数の抵当権者が一の差押処分について共同して審査請求をする</p>

改正後	改正前
<p>は複数の相続人が相続税の課税価格の合計額若しくは相続税の総額に係る各相続人の相続税額につきされた更正処分について共同して審査請求をする場合がこれに<u>当たる</u>ことに留意する。</p> <p>(書面による証明)</p> <p><u>108-2</u> 令第37条の2第3項((代理人等の権限の証明等))において準用する同条第1項の書面による証明は、<u>総代選任書等の提出によることに留意する。</u></p> <p>(個々の審査請求人の請求として取り扱う場合)</p> <p><u>108-3</u> 共同審査請求としては不適法であるが、個々の審査請求人の審査請求としてみれば適法なもの又は補正可能なものについては、個々に審査請求をする意思がないと認められるものを除き、当該個々の審査請求人の審査請求として取り扱う。</p> <p>(総代の権限)</p> <p><u>108-4</u> 法第108条第1項又は第2項の規定により総代が選任された場合においては、代理人による審査請求の場合と異なり、共同審査請求人の審査請求に関する一切の行為(審査請求の取下げを除く。)は総代を通じてのみこれを<u>行う</u>ことができることに留意する。</p> <p>(総代の互選命令が履行されなかった場合)</p> <p><u>108-5</u> 法第108条第2項の規定による総代の互選命令が履行されなかった場合には、当該共同審査請求は不適法な審査請求となることに留意する。</p> <p>(総代の権限の消滅等)</p> <p><u>108-6</u> 総代の権限の消滅事由及び権限消滅の効果については、107-7及び107-8に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">第109条((参加人))関係</p> <p>(利害関係人)</p> <p><u>109-1</u> 法第109条第1項に規定する「利害関係人」(以下第109条関係において「利害関係人」という。)とは、<u>例えば、滞納者から公売処分取消しの審査請求がさ</u></p>	<p>場合または複数の相続人が相続税の課税価格の合計額もしくは相続税の総額に係る各相続人の相続税額につきされた更正処分について共同して審査請求をする場合がこれに<u>あたる</u>ことに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(個々の審査請求人の請求として取り扱う場合)</p> <p><u>108-2</u> 共同審査請求としては不適法であるが、個々の審査請求人の審査請求としてみれば適法なものまたは補正可能なものについては、個々に審査請求をする意思がないと認められるものを除き、当該個々の審査請求人の審査請求として取り扱う。</p> <p>(総代の権限)</p> <p><u>108-3</u> 法第108条第1項または第2項の規定により総代が選任された場合においては、代理人による審査請求の場合と異なり、共同審査請求人の審査請求に関する一切の行為(審査請求の取下げを除く。)は総代を通じてのみこれを<u>行なう</u>ことができることに留意する。</p> <p>(総代の互選命令が履行されなかった場合)</p> <p><u>108-4</u> 法第108条第2項の規定による総代の互選命令が履行されなかった場合には、当該共同審査請求は不適法な審査請求となることに留意する。</p> <p>(総代の権限の消滅等)</p> <p><u>108-5</u> 総代の権限の消滅事由および権限消滅の効果については、107-7および107-8に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">第109条((参加人))関係</p> <p>(利害関係人)</p> <p><u>109-1</u> 法第109条第1項の「利害関係人」とは、<u>不服申立ての決定または裁決の結果につき法律上の利害関係を有する者をいい、たとえば滞納者から公売処分取</u></p>

改正後	改正前
<p>れた場合の公売財産の買受人のように審査請求人と利害の相反する者で当該処分 の取消しによって法律上の不利益を被る者又は共同審査請求人となり得る立 場にありながら自らは審査請求をしなかった者がこれに当たることに留意する。</p> <p>(注) 「利害関係人」は、不服申立ての決定又は裁決の結果につき法律上の利害 関係を有する者であることを要するから、単に迷惑を被ったこと又は経済的 な損害を受けたことを理由とする感情上又は事実上の利害関係を有するに すぎない者はこれに当たらない。</p> <p>(審査請求人の同意の要否)</p> <p>109-2 法第109条第1項又は第2項の規定により利害関係人が審査請求に参加 することについては、審査請求人の同意を要しないことに留意する。</p> <p>(参加の許可)</p> <p>109-3 法第109条第1項の規定により審査請求への参加の許可の申請があつた 場合には、利害関係人であれば許可すべきであるが、当該参加の許可の申請が多 人数によるものであつていたずらに審理の遅延を来すおそれがあるなど支障が あると認められるときは、許可しないものとする。</p> <p>(参加の取消し)</p> <p>109-5 審判所長が法第109条第1項の規定による参加の許可又は同条第2項の 規定による参加の求めをした後において、当該参加人が利害関係人でなくなつた とき、又は著しく審理に支障があると認められるときは、当該参加の許可又は参 加の求めを取り消すものとする。</p> <p>(参加人の行為の範囲)</p> <p>109-6 審査請求における参加人は、審査請求の取下げをすることはできないこ とに留意する。</p> <p>(参加人の代理人)</p>	<p>消しの審査請求がされた場合の公売財産の買受人のように審査請求人と利害の 相反する者で当該処分の取消しによつて法律上の不利益を被る者または共同審 査請求人となり得る立場にありながら自らは審査請求をしなかった者がこれに あたることに留意する。</p> <p>(注) 「利害関係人」は、不服申立ての決定または裁決の結果につき法律上の利 害関係を有する者であることを要するから、単に迷惑を被ったことまたは経 済的な損害を受けたことを理由とする感情上または事実上の利害関係を有 するにすぎない者はこれにあたらぬ。</p> <p>(審査請求人の同意の要否)</p> <p>109-2 法第109条第1項または第2項の規定により利害関係人が参加人として 審査請求に参加することについては、審査請求人の同意を要しないことに留意す る。</p> <p>(参加の許可)</p> <p>109-3 法第109条第1項の規定により審査請求への参加の許可の申請があつた 場合には、利害関係人であれば許可すべきであるが、当該参加の許可の申請が多 人数によるものであつていたずらに審理の遅延をきたすおそれがあるなど支障 があると認められるときは、許可しないものとする。</p> <p>(参加の取消し)</p> <p>109-5 審判所長が法第109条第1項の規定による参加の許可または同条第2項 の規定による参加の求めをした後において、当該参加人が利害関係人でなくなつ たとき、または著しく審理に支障があると認められるときは、当該参加の許可ま たは参加の求めを取り消すものとする。</p> <p>(参加人の行為の範囲)</p> <p>109-6 審査請求における参加人がその地位に基づいてすることのできる行為 は、法第109条第4項および第5項の規定によるものに限られるから、たとえば 審査請求の取下げをすることはできないことに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>109-7</u> 法第109条第3項の規定による代理人による審査請求への参加については、<u>107-1から107-8までに準ずる。ただし、審査請求への参加の取下げについては特別の委任を要することに留意する。</u></p> <p>(審査請求の取下げと参加人の地位)</p> <p><u>109-8</u> 審査請求人が審査請求を取り下げたときは、参加人は当然にその地位を失うことに留意する。 (注) 審査請求の取下げについては、参加人の同意を要しない。</p> <p>(審査請求人又は参加人の死亡)</p> <p><u>109-9</u> 審査請求人が死亡した場合には、参加人は引き続きその地位にとどまるのであるが、参加人が死亡した場合には、参加の効力は当然に消滅することとなるから、その相続人については、改めて参加の許可の申請を<u>待つて</u>許可するか、又は必要に応じて参加を求めるものとする。</p> <p>(再調査の請求における参加人)</p> <p><u>109-10</u> 再調査の請求における参加人は、当然に審査請求における参加人となり得るものではないから、改めて審判所長の参加の許可又は参加の求めを得た<u>上で</u>なければ、審査請求における参加人となることはできないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第110条 ((不服申立ての取下げ)) 関係</p> <p>(取下げの権限)</p> <p><u>110-1</u> 法第110条第1項の規定により審査請求を取り下げることのできる者は、審査請求人本人<u>及び</u>取下げについて特別の委任を受けた代理人に限られ、<u>総代又は取下げの委任を受けていない代理人はこれを行うことができないことに留意する。</u></p> <p>(取下げの権限の証明)</p> <p><u>110-2</u> 代理人によって審査請求の取下げを行う場合には、当該取下げの委任を受けたことを証する書面を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(審査請求がされた日)</p>	<p>(審査請求の取下げと参加人の地位)</p> <p><u>109-7</u> 審査請求人が審査請求を取り下げたときは、参加人は当然にその地位を失うことに留意する。 (注) 審査請求の取下げについては、参加人の同意を要しない。</p> <p>(審査請求人または参加人の死亡)</p> <p><u>109-8</u> 審査請求人が死亡した場合には、参加人は引き続きその地位にとどまるのであるが、参加人が死亡した場合には、参加の効力は当然に消滅することとなるから、その相続人については、改めて参加の許可の申請を<u>まつて</u>許可するか、<u>または</u>必要に応じて参加を求めるものとする。</p> <p>(異議申立てにおける参加人)</p> <p><u>109-9</u> 異議申立てにおける参加人は、当然に審査請求における参加人となり得るものではないから、改めて審判所長の参加の許可<u>または</u>参加の求めを得た<u>うえで</u>なければ、審査請求における参加人となることはできないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第110条 ((不服申立ての取下げ)) 関係</p> <p>(取下げの権限)</p> <p><u>110-1</u> 法第110条第1項の規定により審査請求を取り下げることのできる者は、審査請求人本人<u>および</u>取下げについて特別の委任を受けた代理人に限られ、<u>総代または取下げの委任を受けていない代理人はこれを行うことができないことに留意する。</u></p> <p>(取下げの権限の証明)</p> <p><u>110-2</u> 代理人によつて審査請求の取下げを行なう場合には、当該取下げの委任を受けたことを証する書面を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(審査請求がされた日)</p>

改正後	改正前
<p>110-3 法第110条第2項第1号及び第2号の「審査請求がされた日」については、<u>75-6</u>に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">第112条(誤った教示をした場合の救済)関係</p> <p>(教示)</p> <p>112-1 法第112条第1項から第3項までの「教示」には、<u>審査法第82条第1項((不服申立てをすべき行政庁等の教示))の規定による処分の際の教示、同条第2項の規定による利害関係人に対する教示及び法第84条第9項((審査庁等の教示))の規定による再調査の請求についての決定の際の教示がこれに当たること</u>に留意する。</p> <p>(教示に関する他の救済規定との関係)</p> <p>112-2 不服申立ての種類若しくは申立先につき<u>誤った教示をしたことによりその教示に従って不服申立てがされた場合又は教示をしなかったことにより誤った不服申立てがされた場合の救済については、法第112条第1項から第3項まで及び審査法第83条第1項((教示をしなかった場合の不服申立て))の規定があるが、これらの規定の適用関係は次のとおりである。</u></p> <p>(1) 法第112条第1項の規定により救済されるもの</p> <p>イ <u>再調査の請求をすることができる処分について、誤って再調査審理庁以外の行政庁を再調査審理庁として教示した場合、例えば、税務署長がした処分について再調査の請求先を当該税務署長以外の税務署長とした場合</u></p> <p>ロ <u>審判所長に対して審査請求をすることができる処分について、誤って審判所長以外の行政庁を審査庁として教示した場合、例えば、登記機関のする課税標準及び税額の認定(登録免許税法第26条第1項)について審査請求先を審判所長とすべきを誤って法務局長とした場合又は再調査の請求の決定を経た後の処分について審査請求先を審判所長とすべきを誤って国税局長とした場合</u></p> <p>ハ <u>国税庁長官に対して審査請求をすることができる処分について、誤って国税庁長官以外の行政庁を審査庁として教示した場合、例えば、複数の国税局の管轄区域にまたがる納税地の指定について審査請求先を国税庁長官とすべきを誤って審判所長とした場合</u></p>	<p>110-3 法第110条第2項第1号および第2号の「審査請求がされた日」については、<u>75-8</u>に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">第112条(誤つた教示をした場合の救済)関係</p> <p>(教示)</p> <p>112-1 法第112条第1項の「教示」については、<u>77-6</u>に準ずる。</p> <p>(教示に関する他の救済規定との関係)</p> <p>112-2 不服申立ての種類もしくは申立先につき<u>誤つた教示をしたことによりその教示に従って不服申立てがされた場合または教示をしなかったことにより誤つた不服申立てがされた場合の救済については、法第112条第1項、法第75条第4項第2号((教示をしなかった場合の審査請求))および審査法第58条第1項((教示をしなかった場合の不服申立て))の規定があるが、これらの規定の適用関係は次のとおりである。</u></p> <p>(1) 法第112条第1項の規定により救済されるもの</p> <p>イ <u>異議申立てをすることができる処分について、誤って異議審理庁以外の行政庁を異議審理庁として教示した場合、たとえば税務署長がした処分について異議申立先を当該税務署長以外の税務署長とした場合</u></p> <p>ロ <u>審査請求をすることができる処分(異議申立てをすることもできる処分を除く。ハにおいて同じ。)について、誤って審判所長以外の行政庁を審査庁として教示した場合、たとえば登記機関のする課税標準および税額の認定(登録免許税法第26条第1項)について審判所長とすべきを誤って法務局長とした場合または異議申立ての決定を経た後の処分について審判所長とすべきを誤って国税局長とした場合</u></p> <p>ハ <u>審査請求をすることができる処分について、誤って異議申立てをすることができる旨を教示した場合</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 法第112条第2項の規定により救済されるもの <u>再調査の請求をすることができる処分について、審査請求をすることができる旨のみを教示した場合又は不服申立てをすることができる旨の教示を全くしなかった場合において、審判所長に対して審査請求がされ、かつ、審査請求人から申立てがあったとき。</u></p> <p>(3) 法第112条第3項の規定により救済されるもの <u>審査請求をすることができる処分(再調査の請求をすることができる処分に限る。)について、再調査の請求をすることができる旨のみを教示した場合又は不服申立てをすることができる旨の教示を全くしなかった場合において、税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされ、かつ、再調査の請求人から申立てがあったとき。</u></p> <p>(4) 審査法第83条第1項の規定により救済されるもの (2)又は(3)に該当する場合を除き、不服申立てをすることができる処分について教示を<u>しなかった場合</u></p> <p>(再調査の請求又は審査請求とみなす場合の効果) 112-3 法第112条第5項の規定により、「初めから再調査の請求をすべき行政機関に再調査の請求がされ、又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官に審査請求がされたものとみなす」こととされるのは、同条第1項から第3項までの再調査の請求又は審査請求が不服申立ての種類及び申立先を除いては、適法にされたものに限られ、例えば、本来不服申立てのできない処分についてされた不服申立て又は不服申立期間を徒過してされた不服申立てが同条第5項の規定により適法となるものではないことに留意する。</p>	<p>ニ <u>異議申立てを前置すべきものとされている処分について、審査請求をすることができる旨を教示し、かつ、誤つて審判所長以外の行政庁を審査庁として教示した場合、または異議申立てと審査請求との選択をすることができる処分について、審査請求のみをすることができる旨を教示し、かつ、誤つて審判所長以外の行政庁を審査庁として教示した場合</u></p> <p>ホ <u>異議申立てのみをすることができる処分、たとえば調査が国税庁の職員によつてされた旨の記載がある書面により通知した処分について、誤つて審判所長に対して審査請求をすることができる旨を教示した場合</u></p> <p>(2) 法第75条第4項第2号の規定により救済されるもの <u>異議申立てを前置すべきものとされている処分について、異議申立てをすることができる旨の教示をしなかった場合、審査請求をすることができる旨を教示した場合または異議申立てと審査請求との選択をすることができる旨を教示した場合</u></p> <p>(3) 審査法第58条第1項の規定により救済されるもの (2)に該当する場合を除き、不服申立てをすることができる処分について教示を<u>しなかった場合</u></p> <p>(異議申立てまたは審査請求とみなす場合の効果) 112-3 法第112条第2項の規定により、「はじめから異議申立てをすべき行政機関に異議申立てがされ、又は国税不服審判所長に審査請求がされたものとみなす」こととされるのは、同条第1項の異議申立てまたは審査請求が不服申立ての種類および申立先を除いては、適法にされたものに限られ、たとえば本来不服申立てのできない処分についてされた不服申立てまたは不服申立期間を徒過してされた不服申立てが同条第2項の規定により適法となるものではないことに留意する。</p>